

## 平成26年12月19日（金曜日）午前9時30分 開 議

### 1、 出席議員

1 番（福本耕太君）            2 番（濱中幸三君）            3 番（山田建之君）  
4 番（山崎勝義君）            5 番（佐々木邦久君）            6 番（泊満夫君）  
7 番（山本良熙君）            8 番（上川正衛君）            9 番（井上正清君）  
10 番（太田和博君）            11 番（藤本誠助君）            12 番（川口幸路君）  
13 番（川本貴也君）

### 2、 欠席議員 なし

### 3、 欠員 1名

## 地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	総務課長（中井俊博）
教 育 長（藤本義則）	企 画 課 長（奥村 忠）
企 画 課 長（糸 英彦）	福 祉 課 長（川田順也）
税 務 課 長（笹山恵子）	住 民 環 境 課 長（宮原正行）
健康増進課長（木下公明）	農 林 水 産 課 長（高橋幸光）
建 設 課 長（樋口英士）	教 育 総 務 課 長（宮原隆昌）
商工観光課長（須浪宏和）	水 道 課 長（川本公義）
生涯学習課長（椎木 孝）	出 納 室 課 長（南堀英二）
病 院 事 務 長（三木俊明）	総務課副主幹（三枝恵吾）
総務課課長補佐（井口秀俊）	

## 議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史）            書記（塩本 元）

## 議事日程 第2号

別紙のとおり

## 開議

○議長（川本貴也君）

皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日午前 9 時より議会運営委員会を開催し、今後の議会運営等についてご協議をお願いしました。その結果につきまして、委員長からご報告をお願いいたします。

## 議会運営委員会委員長報告

○議長（川本貴也君）

議会運営委員長 佐々木邦久君。

○議会運営委員長（佐々木邦久君）

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は、本日 9 時より委員会室におきまして、議会運営などについて審議いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

平成 26 年 12 月 18 日に難波副町長が辞任されたことに伴いまして、町長より同意第 1 号、土庄町副町長の選任についての議案が提出されましたので、これを日程に追加いたしました。本日これからの会議の進め方でございますが、発議第 1 号の後、この議案を上程し、質疑、採決を行います。続いて、閉会中の継続調査申出についての採決をお願いし、最後に一般質問を予定しております。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（川本貴也君）

ただ今、議会運営委員長よりご報告のあったとおりでございます。

運営等につきましては、スムーズに審議ができますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## 付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（川本貴也君）

本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

これより本日の日程に入ります。

平成26年12月土庄町議会定例会  
議事日程（第2号）

（平成26年12月17日招集）

平成26年12月19日（金曜日）午前9時30分 開議

日 程

- 第 1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告  
（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第 2 議案第 1 号：専決処分の承認を求めることについて（平成26年度土庄町一般会計補正予算（第4号））
- 第 3 議案第 2 号：平成26年度土庄町一般会計補正予算（第5号）
- 第 4 議案第 3 号：平成26年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 5 議案第 4 号：平成26年度土庄町大鐔財産区事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第 5 号：平成26年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 7 議案第 6 号：平成26年度土庄町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第 7 号：土庄町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 8 号：土庄町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 9 号：土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 10 号：小豆地区ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分について
- 第 12 発議第 1 号：肥土山浄水場更新工事入札に係る官製談合疑惑等の調査  
に関する決議
- 第 13 同意第 1 号：土庄町副町長の選任について
- 第 14 閉会中の継続調査申出について
- 第 15 一般質問

日程第 1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（川本貴也君）

総務建設常任委員長 山崎勝義君。

○総務建設常任委員長（山崎勝義君）

おはようございます。

総務建設常任委員会の報告をいたします。

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてと議案第 2 号 平成 26 年度一般会計補正予算（第 5 号）の所管部分、議案第 4 号の特別会計補正予算、議案第 7 号の条例関係、議案第 10 号 基金の廃止に伴う財産処分について、当委員会に付託されました。この案件について、12 月 17 日に委員会を開催し、審議いたしましたので、その結果について順次主なものについて報告を申し上げます。

議会事務局。議会事務局所管部分について、31 ページ、議員報酬関係費 3 万円の増額は、共済組合等負担金の不足分です。14 人で算定すべきところを定数条例改正後の 12 人で算定したためであります。議会運営費の自動車借上料 30 万円の減額は、本年度の常任委員会視察が終了し、執行残額を減額補正するものです。委員からは特に質問もなく、議会事務局所管部分について全委員異議なく認定しました。

総務課。総務課所管部分について、1 ページ、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについては、11 月 21 日衆議院解散に伴う選挙執行経費の補正で全額県からの委託金とのことでした。31 ページ、総務事務費 656 万 4 千円は、所得税の源泉徴収の認識誤りにより税務署に納付するもので、不徴収額は町が立て替えを行い該当事業主から返還いただくが、延滞金については町が負担するとの説明でした。防災行政無線管理事業 15 万 3 千円は、県道の拡幅等による電柱の移転に伴い防災無線ケーブルの移設費用 2 件分とのことでした。45 ページ、消防団施設維持管理費 69 万 6 千円は、大部地区の消火栓 2 基分の修繕費、水防事業 1 万 8 千円は台風 19 号による団員 10 名の出勤報酬不足分とのことでした。103 ページ、議案第 10 号 小豆地区ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分については、同基金が今年度をもって廃止することになり、出資した割合に応じて関係団体に返還するものとのことでした。委員からは特に質問もなく、総務課所管部分について全委員異議なく認定しました。

企画課。企画課所管部分について、31 ページ、一般管理費の職員給与

費 130 万 5 千円は、企画課、総務課、出納室職員にかかる時間外勤務手当分であります。企画事務費 12 万 3 千円は、主に地域医療再生対策室の医師確保対策等による連絡旅費にかかるものであります。地域生活交通路線運行事業 639 万 1 千円は、西浦線、大鐸線、四海線、小部線の 4 路線について、生活交通手段の維持・確保のためのオーリーブス運行委託料であり、財源は約 2 分の 1 が県費補助であります。豊島交流センター維持管理費 155 万 5 千円は、1 階ホール部分の空調設備が故障したことによる修繕に係る経費であります。エアコン 4 基分です。次に 37 ページ、農業総務費の職員給与費 80 万 6 千円は、台風、鳥獣害対策にかかる時間外勤務手当であります。41 ページ、商工総務費の職員給与費 61 万円も時間外勤務手当であります。43 ページ、土木総務費の職員給与費 54 万 8 千円は、災害復旧や町管理施設等の非常時対応等による時間外勤務手当であります。20 ページ、債務負担行為の追加は、地域生活交通路線運行事業の三都線のバス運行委託に関するもので、平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの委託契約を結ぼうとするものであります。委員からは質問もなく、企画課所管部分については、全委員異議なく認定しました。

続いて出納室より、97 ページの議案第 7 号 土庄町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例は、職員の採用に伴う引っ越しに係る費用の支給について、現状に即すよう、その対象者を制限するため改正しようとするものであります。委員から、他の市町村の状況について質問があり、政令指定都市でも支給していないと回答がありました。以上で質疑が終了し、出納室所管部分については、全委員異議なく認定しました。

農林水産課。農林水産課所管部分について、39 ページ、農地保有合理化事業は廃止します。農業振興団体助成事業 20 万円は、小豆地区営農センター管内の蔬菜部会が中心となって、収穫されたニンニクの集荷、調整、貯蔵を行うこととなり、乾燥機及び乾燥施設を設置し運用する際に必要なコンテナの一部費用を当補助金として助成するものです。有害鳥獣被害防止対策事業は、イノシシの捕獲頭数の急増に合わせ、10 月 31 日までの国費対象捕獲頭数を 50 頭から 150 頭に、また、11 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの捕獲頭数を 50 頭から 70 頭に増加することにあわせての捕獲奨励事業 120 万円です。また、四海の 2 地区において鳥獣被害から守る活動に、単県事業の鳥獣被害防止対策推進事業 20 万円、計 140 万円を計上しています。農地一般事業は、台風 11 号の災害復旧工事に対する特別賦課金計 7 万 8 千円です。単県小規模ため池防災対策工事は、

黒岩地区の西山池を計画していましたが、廃止します。林業振興費のうち大部財産区 2 林班の分収林契約しているヒノキ林の間伐を行う香川県緑のダム整備事業は、環境林整備事業として実施となります。また、大鐸財産区事業及び大部財産区事業は、19 号台風によって被災された林道及び作業道の復旧作業を実施するため、各財産区特別会計への繰出として 70 万円、230 万円をそれぞれ支出するものです。41 ページ、漁港協会負担金は、確定により 3 万 5 千円の増額です。49 ページ、農地災害復旧事業は、台風 11 号により被災した農地 3 件の委託料 40 万 7 千円と工事費 345 万 2 千円です。農業用施設災害復旧事業は、小規模被災した農道の倒木、土砂撤去等に伴う修繕費 162 万 4 千円と被災したため池 1 つの測量設計委託料 29 万 6 千円及び工事費 492 万 5 千円です。漁港災害復旧費は、台風により打ち上げられた小部、田井、見目漁港のごみ運搬処分費と田井漁港泊地内に堆積した土砂撤去費です。

65 ページ、議案第 4 号 土庄町大鐸財産区事業特別会計補正予算は、19 号台風の大雨により被災された林道の路面及び路肩に対して、土砂搬入及びフトン箆を設置し復旧する費用として施設修繕費 70 万円を計上しています。

委員から、有害鳥獣捕獲後の対応を職員が行っているが、大変ではないか、職員も減っている現状で新年度から専門員を雇用するよう考えるべきではないかとの質問に対し、執行部から現場へ行くのは農林水産課職員 2 名体制で対応し、捕獲後においては、地域の方々を含め協力をしていただければ検討したいと答弁がありました。以上で質疑が終了し、農林水産課所管については、全委員異議なく認定しました。

建設課。建設課所管部分について、43 ページの町道新設改良事業 453 万 6 千円は、山神堀切線改良事業で、台風による土砂崩れ箇所の防災工事を施工するものです。県営河川整備事業 101 万 7 千円は、香川県と合併施行で行っている大部桂川河川護岸改良事業の負担金です。45 ページ、都市下水路維持管理費 771 万 2 千円は、湊崎ポンプ場、宮ノ下ポンプ場のポンプ解体整備による修繕費であります。49 ページ、公共土木施設災害復旧事業 180 万円は、10 月の台風 19 号による小豊島港護岸破損箇所の対応と町道の土砂撤去等です。委員からは質問もなく、建設課所管部分については、全委員異議なく認定しました。

商工観光課。商工観光課所管部分について、41 ページ、観光事務費 25 万円の減額は、小豆島とのしょう観光協会に委託しているさくらの森、オリーブ百年の森の管理について、オリーブ百年の森をひまわり福祉会

に管理していただくようになったためです。観光団体・イベント助成事業の小豆島とのしょう観光協会負担金 27 万 1 千円は、土庄港ターミナルビル案内所の運営にかかる負担金の増額で、従来案内業務をしていた職員 1 名の退職に伴い、新たに 2 名で交代勤務するようになり、稼働日数が増えたために人件費が増額になったためのものです。エンジェルロード公園運営事業 22 万 8 千円は、駐車場借上げに伴う経費増により補正するものであるとの説明でした。委員から、エンジェルロード公園駐車場の賃借料及び利用状況について質問があり、執行部から、1 年分の賃借料にかかる補正である、観光シーズンには 68 台分の区画が満車になるとの回答がありました。以上で質疑が終了し、商工観光課所管部分について、全委員異議なく認定しました。

税務課。税務課所管部分について、33 ページ、賦課徴収事務費 32 万 6 千円の補正は、過年度に係る税の還付金になります。内訳は、個人住民税の関係が 3 件、29 万 1 千円で、国税の修正申告により住民税を還付するもの、法人町民税が 1 件、4 千円で、これは法人税の確定申告によるものです。また、固定資産税が 1 件、3 万 1 千円で、賦課誤りにより過年度分の税を還付するとの説明がありました。委員から、賦課誤りについて質問があり、執行部より家屋の名義変更によるものと答弁がありました。以上で質疑は終了し、税務課所管部分について、全委員異議なく認定しました。

以上、総務建設常任委員会へ付託されました案件の審議内容の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（川本貴也君）

教育民生常任委員長 濱中幸三君。

○教育民生常任委員長（濱中幸三君）

おはようございます。

当委員会に付託された議案第 2 号 平成 26 年度一般会計補正予算（第 5 号）の所管部分と議案第 3 号、5 号、6 号の特別会計及び公営企業会計補正予算、議案第 8 号、9 号の条例関係について、12 月 17 日 13 時から委員会を開催し審議いたしましたので、この結果について順次ご報告申し上げます。

中央病院。91 ページ、議案第 6 号 平成 26 年度土庄町病院事業会計補正予算（第 2 号）について、病院事業収益として 1 億 6,889 万 1 千円、病院事業費用として 1,923 万 8 千円を補正しております。

資料により損益収支、患者数、現金預金の説明を受け、今年度の入院患者数見込みは、21,940人、外来患者数見込みは67,530人になり、いずれも減少する予測。損益収支については、患者数の減少に伴い、医業収益を下方修正するものです。予算を全額執行した場合に、年度末では約6億6,400万円の赤字となる見込みとのことです。現金は、3月における期首との差額を比べると年間で約4億2,400万円の現金が減少する見込みであり、この資金不足を解消するため、一般会計繰入金4億2千万円を増額補正するものと説明がありました。

また医業費用では、応援医師派遣委託料3,185万円、地域包括ケアシステム改修委託料300万円を増額補正し、一方、患者減少に伴い材料費を2,350万円減少させており、医業外費用ほかは、へき地巡回診療補助金の返還金313万8千円などを計上しているとの説明がありました。

続いて、年度別損益の推移について説明があり、収益について、平成21年度と平成25年度を比較すると3億1,100万円の減収になっており、総費用については、公立病院として診療科をなくすことはできず、人件費の大幅削減はできていないとのことです。経費の削減もさることながら、行政・議会・病院が一体となって、病院を受診していただくよう啓発していかなければ、大幅な赤字削減にはつながらないとの説明がありました。

委員から、赤字の額と補正予算額との差額について質問があり、それについて、補正の額は当初予算を全額執行した場合で、決算見込みは現在の実績とこれからの予測であり、差額については、3月末で予算の執行残が出ますが、現金として新年度の運用資金として繋げていきますとの説明がありました。

また、検査を一部外注するとどれくらいの削減になるかとの質問があり、当初の計算では人件費なども含めて約3千万円の経費削減になると説明がありました。以上で質疑が終了し、中央病院所管の議案について、全委員異議なく承認いたしました。

健康増進課。健康増進課所管部分について、33ページ、介護職員養成事業は、受講料及び交通費の消費税増税分の補正で、県費補助が4分の3です。介護支援体制緊急整備等特別対策事業100万円は、豊島地区において移動販売を開始する事業者への初期経費を補助するもので、全額県費補助です。37ページ、病院事業会計繰出金4億2千万円は、中央病院からの説明を求めました。委員から特に質問もなく、健康増進課所管部分について、全委員異議なく承認いたしました。

教育総務課。教育総務課所管部分について、35 ページ、保育所運営事業 495 万 2 千円は、4 月に採用した正規職員 4 名を幼稚園教諭に変更することに伴う臨時保育士の増員に要する補正です。これに関して幼稚園の臨時職員の賃金を減額補正しています。私立・町外保育所運営事業 2,754 万円は、土庄保育園の老朽化に伴い県の安心こども基金を活用して大規模改修を行うものです。補助率は、国 2 分の 1、町 4 分の 1、保育園が 4 分の 1 です。47 ページ、教育振興事業の新設土庄小学校振興費補助金 75 万円は、小学校開校前の準備金として土庄町校長会へ補助するもので、寄附金を充当します。小学校建設事業は、八代田さんから寄附をいただいたビオトープに隣接する土地の造成、整備を行うとともにスクールバスの新規バス停を伊喜末に設置するための工事の補正です。委員より、伊喜末の新規バス停の位置について質問があり、伊喜末太鼓蔵横の自治会所有地であると答弁がありました。教育総務課所管部分について、全委員異議なく承認いたしました。

生涯学習課。生涯学習課所管部分について、47 ページ、公民館維持管理費 8 万円は、チャリティ音楽会主催者からの寄付金を財源として、中央公民館及び各地区公民館のピアノなどの修繕を行うためのものです。中央図書館維持管理費の図書館システム委託料 5 万 8 千円は、インターネット端末において有害情報取得に対する防御策を講じるためのフィルターライセンス更新委託料です。

小豆島尾崎放哉記念館運営事業 58 万 2 千円は、生誕 130 周年記念事業を実施している鳥取県への交流訪問経費です。職員 4 名、放哉南郷庵友の会会員が参加します。49 ページ、放課後子ども教室事業 145 万 8 千円は、来年 4 月の新設小学校開校に伴い、現在開室している四海小学校が無人になり、スクールバスの運行経路から離れることから、児童の安全面や利便性を考慮し、四海公民館へ移転する予定であり、教室となる屋内改修費用です。委員から、四海公民館の外付け階段の取扱いについて質問があり、非常時のみの利用のため今回の修繕には含んでいないと答弁があり、将来計画においては考慮してほしいと委員から意見がありました。以上で質疑が終了し、生涯学習課所管部分について、全委員異議なく承認いたしました。

福祉課。福祉課所管部分について、33 ページから 35 ページにかけ、戦後 70 年を迎えるにあたり作成する戦争体験記作成事業 20 万 2 千円、福祉バス運転手の病気によるシルバー人材センターへの運行委託料 83 万 1 千円、平成 25 年分の国庫負担金返還金、それぞれの増額補正、国が子育て

て世帯に 1 万円を支給する子育て世帯臨時特例給付金給付事業の精算予定による減額補正の説明がありました。

53 ページ、議案第 3 号 国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）では、給付費の増加による一般被保険者の高額療養費、前年度の精算に伴う国庫返還金などについて増額補正の説明がありました。

73 ページ、議案第 4 号 介護保険特別事業会計補正予算（第 4 号）では、介護保険制度の改正に伴うシステム改修委託料、新規施設の開設及び利用者の増加に伴う介護保険給付費の増額補正について説明がありました。

99 ページ、議案第 8 号 土庄町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例及び、101 ページ、議案第 9 号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明がありました。

委員から、介護保険給付費の増額の要因について質問があり、執行部から平成 26 年 4 月より地域密着型施設「はまひるがお土庄」が開設されたことによるものとの説明がありました。また、施設が増えた場合の給付費の増加額についての質問があり、地域密着型施設の場合は、1 件あたり約 5 千万円の増額が見込まれるとの説明がありました。以上で質疑が終了し、福祉課所管部分について、全委員異議なく承認いたしました。

住民環境課。住民環境課所管部分について、37 ページ、塵芥処理事業は指定ごみ袋購入の入札結果請負差金が生じたため、その一部を粗大ごみシール等の作成に充当するとのことでした。また、予定していたごみ・し尿収集嘱託職員 1 名が確保できないため、シルバー人材センターへの委託料 68 万 4 千円の増額補正と、2 トンパッカー車の入札後に差金が生じたため、その一部を粗大ごみ収集トラックの購入に充当することとし、残金 45 万 4 千円を減額補正すると説明がありました。塵芥処理施設維持管理費 266 万 1 千円は、ごみ収集車両の老朽化による修理と年末年始の収集不足車両のレンタル費用、単価変動による燃料費の増額補正です。し尿処理事業の 200 万円の減額は、し尿から塵芥への職員配置換えによるものです。委員からは、指定ごみ袋や車両購入費が安く購入できたので、粗大ごみ事業の需用費（印刷費）や車両購入に充当するののかという質問があり、執行部から、本来であれば、新たに計上するべきだが、同じ事業内であるので、財政当局と協議の結果、差引することになったとの答弁がありました。以上で質疑が終了し、住民環境課所管部分について、全委員異議なく承認いたしました。

以上で、教育民生常任委員会へ付託されました案件の審議内容の報告を終わります。

○議長（川本貴也君）

これをもちまして、各常任委員長の審査結果報告を終わります。

## 委員長報告に対する質疑

○議長（川本貴也君）

これより各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑はこれをもって終了いたします。

○議長（川本貴也君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

3番、山田です。議案第2号の平成26年度土庄町一般会計補正予算のうち中央病院に対する4億2千万円の現金不足による一般会計からの持ち出しということが、何の異議もなく、質問もなく、可決されたということなんですけど、私はここ2年くらい前より、新病院の建設より土庄中央病院の経営状況が非常に悪くなっているの、そのあたりが土庄町における一番の問題点であると主張してきました。その通りになってきました。民間企業でしたら、すでに破綻状態です。破産にするか、民事再生を考えないかんような状況にいいよなってきました。これは、ずっと2年間くらい、協議をされてきた訳なんですけど、なったことに対してですね、誰が責任を取るんですか。この一般会計より持ち出しのお金は税金ですよ、全部。誰も責任取らなくていい。議会は当然経営責任というものに対して、チェック機能をせないかんと思うんです。赤字なったら、しょうがないから持ち出したらいわと、4億2千万です。来年は5億とか6億とか。誰も責任を取らなくていいと、そういう体制の中

で、当然として議会としては、経営者、経営責任のトップに対して、責任問題にしていかないと、町民が納得してくれんのではないかなど、私は思います。何も、はいはい、よろしい、出したらよろしいということで決めて、町民は果たして納得してくれるかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

教育民生常任委員長 濱中幸三君。

○教育民生常任委員長（濱中幸三君）

山田議員の質問にお答えします。

病院の4億2千万円の補正につきましては、当委員会では病院から詳しい説明を受けて、赤字の原因がどこにあるかということと、将来どうなるかということについて議論をいたしました。赤字の主なものは、医師の退職による影響が非常に大きいということです。それから、将来的にどうするかということなんですが、病院の方は、経費を詰めていくと、それともう1点としては、行政・議会・病院三者が一体となって、なるべく病院の受診をしていただくということで、収入を増やしていくと、そういうことであります。当委員会としては、とりあえず補正予算を採択しなければ、病院の経営が明日から厳しくなるということで、採択いたしました。以上です。

○議長（川本貴也君）

他にございませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑はこれをもって終了いたします。

## 討論、採決（議案第1号～議案第10号）

○議長（川本貴也君）

日程第2、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度土庄町一般会計補正予算（第4号））について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 3、議案第 2 号、平成 26 年度土庄町一般会計補正予算（第 5 号）  
について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 4、議案第 3 号、平成 26 年度土庄町国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第 3 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 5、議案第 4 号、平成 26 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 6、議案第 5 号、平成 26 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長(川本貴也君)

日程第7、議案第6号、平成26年度土庄町病院事業会計補正予算(第2号)について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

○議長(川本貴也君)

3番 山田建之君。

○3番(山田建之君)

先ほどと同じような質問になると思いますけど、責任問題をもっときちんとなしないと、どんどんどんどん赤字が出ていって、一般会計が破綻するのは目前になっております。すでに31年度にはマイナスになる可能性があります。そういう中で、病院事業が一番の足を引っ張る要因じゃないかということになっておりますのに、なんでもすべて上がってきたのを認めておいたら、責任問題の追及ができなくなるんじゃないかと思ひまして、私は反対いたします。

○議長(川本貴也君)

賛成討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

○議長(川本貴也君)

2番 濱中幸三君。

○2番(濱中幸三君)

病院の赤字というのは、非常に厳しくて、私もこのまま放置することはできないと考えております。ただ、しかし現状においては職員の給料、医者の給料を払うにはどうしても補正予算が必要なので、今回については賛成したいと思います。

○議長(川本貴也君)

他に討論はありませんか。

(発言者なし)

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 号については、反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（川本貴也君）

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 8、議案第 7 号、土庄町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 7 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 9、議案第 8 号、土庄町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 10、議案第 9 号、土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 11、議案第 10 号、小豆地区ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

- 議長（川本貴也君）  
反対討論なしと認めます。  
これをもって討論を終了いたします。
- 議長（川本貴也君）  
これより採決いたします。  
お諮りいたします。  
議案第 10 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（川本貴也君）  
ご異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり可決されました。

## 肥土山浄水場更新工事入札に係る官製談合疑惑等の調査に関する決議（発議第 1 号）

- 議長（川本貴也君）  
日程第 12、発議第 1 号、肥土山浄水場更新工事入札に係る官製談合疑惑等の調査に関する決議については、議員提案であります。  
提出者から、趣旨説明を求めます。
- 議長（川本貴也君）  
4 番 山崎勝義君。
- 4 番（山崎勝義君）  
4 番、山崎です。  
平成 24 年度水道工事入札に談合があったとの、井口電気工事(株)社長井口氏より、9 月 12 日に陳述書が土庄町長、土庄町議会議長宛てに提出され、9 月 16 日に水道事業特別委員会、総務建設常任委員会に参考人として、井口氏の出席を求めましたが、協力が得られなかった。10 月 8 日に公正入札調査委員会において、平成 24 年 12 月 27 日入札の水道事業機械脱水機設備工事入札業者 17 社に事実確認をしましたが、談合の事実を確認できませんでした。当日出席した井口電気工事株式会社 社長に、陳述書について事実確認を行いました。陳述書の内容を全面的に否定したため、9 月 16 日に続き、10 月 20 日、11 月 4 日、参考人として委員会に出席を求めましたが、協力が得られず、疑惑解明ができません。委員会として、調査に限界があり、疑惑を解明するためには 100 条委員会を設

置し、調査するしか方法がないと考え、提案しました。説明を終わります。

○議長（川本貴也君）

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

## 発議第 1 号に対する質疑

○議長（川本貴也君）

ただ今説明のありました発議第 1 号について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

6 番 泊満夫君。

○6 番（泊 満夫君）

6 番、泊でございます。

何点か私の方の理解不足もございますので、質問をさせていただきます。1 つは、地方自治法 100 条の関係で、いわゆる、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができるということでございますが、今回の個人が提出してきた陳述書が、この 100 条に記載されている普通地方公共団体の事務にあたるかどうか、この分について、ちょっと私の方も理解不足でございますので、ご説明をお願いしたいと思います。これが 1 つです。

それから、陳述書について、さきほど土庄町長それから土庄町議会議長宛てということでございますが、水道事業特別委員会委員長名でも出されております。この文書はですね、宛先が黒く塗られて外部に出ておる訳ですが、委員会の取扱いとして、慎重審議をしなければならない時期において、外に出たということは、議会の運営上問題があるんじゃないかというふうに考えております。ちなみに、配られていたこのチラシには、宛先がなくてですね、いわゆる差出人から下はそのまま陳述書の内容がコピーをされております。こういった文書の取扱いについて、議会としてどのように、委員会としてお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

また、官製談合の事実、いわゆる疑惑ということでございますけども、いわゆる官製談合とは何ぞやと。私も何回か出席をさせていただきました

たけども、ベースとなる考え方をきちんとした上で、やるべきではなかったのかというふうに考えております。つまり、これはネットから打ち出したものでございますが、「国や自治体の職員が関わりながら、業者と受注金額を予め決めること。官製談合をすると適正な金額での受注が阻害されるため、違法行為となります」。

さらには、この取扱い方として、具体的にはどういうものかと言いますと、いわゆる「事業者に示唆や指示をして、談合を行わせたり、発注担当職員が受注者を指名したり、入札や契約に関する秘密を漏えいしたりすることが挙げられております」ということが、1つの事例としてある訳でございますが、今回の件について疑惑にあたるかどうか私もちょっと疑問とするところでございますので、理解を深めるためのご説明をお願いできればと思います。以上です。

○議長（川本貴也君）

4番 山崎勝義君。

○4番（山崎勝義君）

今の泊さんの質問ですけれども、事務に該当するかせんか、それと運営上に問題があるということなんですけれども、私としては水道事業特別委員会それと総務建設常任委員会で、今までもめてきた疑惑、何のために陳述書が出されたか、その陳述書によって疑惑が発生したということやっておりますので、該当すると思います。以上です。

（傍聴人より発言あり）

○議長（川本貴也君）

傍聴人、静粛に願います。

○議長（川本貴也君）

他にございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

5点ほど質問したいと思います。まず、1点なんですけれども、調査の目的をはっきりさせていただきたいと思います。疑惑を解明して、その後どうするのかということです。それから2点目として、調査の対象者の数が多いので、調査が公平・公正に時間的にできるのかどうかということ質問したいと思います。調査の対象者は陳述書だけを見ましても、三枝町長、太田議員、高橋建設、扶桑建設工業、神鋼環境ソリューション

ン、井口明義氏、井口電気の弁護士、山田議員、岡田健悟氏、有限会社  
ビフリ、藪田機械株式会社、株式会社田中組、それから入札参加の12社  
があります。これらから、いろいろ調査を進めていくにあたって、今から  
3か月間で公平・公正に調査ができるのかどうかということが、2点目  
です。それから、3点目、民事訴訟法で証人に尋問するか、規定に基づい  
て、尋問が始まると思いますが、民事訴訟法を準用するということにな  
っているんですが、その準用するという、具体的には準用というのほ  
どのあたりからか、質問したいと思います。それから、出頭要請をした場  
合に、旅費、日当を支給するかどうかという質問をしたいと思います。  
予算30万円を予定しているそうですが、これに対して、そういうふうな  
旅費の支払いができるのかどうか疑問です。それから、民事訴訟法を中  
心に調査が進んでいくと思うんですけども、たぶん現在の議員と議会  
事務局だけでは対応が難しいと思うので、弁護士を雇うのか、雇わない  
のか。以上5点を質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（川本貴也君）

4番 山崎勝義君。

○4番（山崎勝義君）

濱中議員の質問にお答えします。

目的はあくまでも疑惑解明です。それと、対象者が多いということ、  
時間的にできるのかということですけども、今のところ、対象者はか  
なりおりますけど、時間的にもやれると思っております。それと、民事  
訴訟法を準用するのかということですけども、これは準用しないとい  
けないと思います。それと、旅費・日当ですけども、これについては  
きちんと決まった出張旅費と日当を出します。それと、5番の問題ですけ  
れども、今のところ、雇う予定はありません。以上です。

○議長（川本貴也君）

他にございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

調査の目的なんですけれども、疑惑の解明ということなんですけど、僕  
が聞きたいのは、疑惑を解明してその後どうするのかということで、公  
正・公平な入札業務に、そういう疑惑解明の過程とか結果をきちんと反  
映する考えがあるのかどうかということを知りたいんです。それか

ら、調査の対象者全部で 20 人前後になると思うんですが、それらの例えば大阪から来る人の日当とか旅費とかを払えば、予算 30 万ではとても足りないと思います。それから、民事訴訟法につきましても、非常に複雑で、素人ではとてもじゃないけど、民事訴訟法を読むことすら、理解することすら難しいと思うんで、弁護士を雇わなかったらたぶん無理やと思います。以上です。

○議長（川本貴也君）

4 番 山崎勝義君。

○4 番（山崎勝義君）

濱中さんの再質問にお答えいたします。

さきほどの目的ですけれども、疑惑を解明して、今、かすんでしまっているような工事の入札について、疑惑を解明して、きちんと町において入札が正規にきちんとできるような方向に持って行きます。それとですね、すみません、さっき 5 番目の弁護士なんですけれども、最終的には、弁護士が必要になったときには、弁護士もお願いするようにしております。その中の費用も入っております。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

2 番 濱中幸三君。

○2 番（濱中幸三君）

弁護士を雇うかも分からないということと、旅費の話の回答がなかった訳なんですけど、予算 30 万でとてもじゃないけど、無理だと思います。そのあたり、もう 1 度ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

4 番 山崎勝義君。

○4 番（山崎勝義君）

質問にお答えします。

30 万円の金額では足らんだろうということですが、もし足らん場合には 3 月補正をいたします。

○議長（川本貴也君）

他にございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

8 番 上川正衛君。

○8 番（上川正衛君）

8番、上川です。さきほどの濱中議員と重複するかも分かりませんが、今回出ております地方自治法 100 条の規定により設置されます特別調査委員会というのは、議会といたしましても、非常に重たいものがあると思います。その重たい特別調査委員会設置を、本日発議そして議決ということは、あまりにも拙速すぎるのではないかというふうに思っております。特別調査委員会設置につきましては、他の議会等もみえますと、事前にこの委員会につきましては、研修会を開催し、そして、専門的な勉強をしていると聞いております。この調査特別委員会につきましては、さきほど出てますように、分からないことも数多くありまして、議会として、専門的な知識をつける必要があると思います。そういった面はどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

4番 山崎勝義君。

○4番（山崎勝義君）

上川議員の質問に答えます。

100条委員会は拙速とか、もうちょっと勉強してからということでありましてけれども、もう私らとしまして、委員会としましては、9月16日、10月20日、11月4日と再三、水道事業特別委員会と総務建設常任委員会、2つの委員会で3回お願いして、参考人として。全然出てきませんので、これ以上待っても、疑惑は解決できないということで、私は提案しております。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

8番 上川正衛君。

○8番（上川正衛君）

8番、上川です。ただ、その参考人として来てくれないから、いきなり特別調査委員会というのは、あまりにも拙速すぎると。やはり内容を吟味して、我々も専門的な知識として持つ必要があるのではないかというふうに思っております。さきほどの濱中議員の質問にございましたけれども、民事訴訟法とかいうふうなことに、ある程度、我々議員としても、調査する立場になりますので、そこら辺の専門的な知識が必要かと思えます。以上です。

○議長（川本貴也君）

4番 山崎勝義君。

○4 番（山崎勝義君）

上川議員の再質問にお答えします。

提案者としては、それが拙速とかなんとかというんじゃなくして、早く解明したいということでやっております。以上です。

（挙手する者あり）

## 動議

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

休憩の動議を求めます。

○議長（川本貴也君）

賛成者いらっしゃいますか。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

動議成立しました。

## 休憩

○議長（川本貴也君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 35 分

再 開 午前 10 時 40 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（川本貴也君）

再開いたします。

質疑の方、他にございませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

## 討論、採決（発議第 1 号）

○議長（川本貴也君）

これより討論、採決に入ります。

日程第 12、発議第 1 号、肥土山浄水場更新工事入札に係る官製談合疑惑等の調査に関する決議について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

2 番 濱中幸三君。

○2 番（濱中幸三君）

この件に関しましては、井口さんから来た陳述書と、町が聴取した結果に大きなかい離があります。これをみてみますと、何か後ろには深い闇のようなものがあって、解明が必要かなと、私は考えております。しかし、我々の任期があと残すところ 3 か月余りの中で、はたして二十数名に及ぶ人から意見をお伺いして、きちんとした結論が出るのかというところに、僕は大きな危惧を抱いております。やはり、我々がやるとなれば、公平・公正な調査ということをやっぱり第一番に置かなければならないと思うので、期間的に大変難しいというところで、私は反対したいと思います。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

まず、この問題については、約4年近く前から、土庄町における最大の事業であります肥土山浄水場の更新事業、当初予算約25億をもって、ずっと審議をしてまいりました。この25億は設計ミスか設計過大か分かりませんが、35億ぐらいになるんじゃないかということで、水道事業特別委員会とか、監査委員会を何回か開催いたしまして、設計業者をやり替えるという形で水道事業特別委員会で可決しまして、現在まで来ました。それで、25億円の中で収めようではないかということで、3年数か月協議して、いま現在に至っております。現在、この問題が発生したために、この工事の発注はストップしております。そういう中で、この事業を1日も早く発注して、浄水場を1日も早く完成して進まなければいけない土庄町の重要課題を、議員がしないということは、非常におかしいと思います。矛盾しております。今までずいぶん審議をした中で、予算の方は解決しましたところ、発注の段階になって、水道事業特別委員会の開催の前に、報告の前に、19億6千万という工事代金あたりが漏えいしている訳です。この金額を知り得ることができるのは、水道課長と町長のみです。他の課長とか副町長も知り得ません。できない訳です。こういう問題が出てきて、その問題の討議に入ったところ、「24年に談合しました」とか、そういうふうな形で出てきた。それを執行部の方が調査したところ、そういう事実はまったくないと、陳述書は真実でないと、誰かに書けと言われたので、これを持って行って、判を押して出せというので出したと。あまりにも、議会を無視してるんじゃないですか。そのために、議会としては、再三再四、向こうの状況にあわせて、参考人として来てください、他のところはちゃんと来てますよと。他のところが来た上で、陳述していることがはたして正しいかどうか、双方の意見を聞かないとだめなので、要請したところ、出て来ない訳ですから。再三再四にわたって。そういう議会無視が甚だしい。それから、水道事業が前に向いて進まない。このままで、発注しましたところ、差止請求とか、このお金は厚生労働省から補助を受ける訳ですから、止められるんじゃないですか。こういう疑惑のままで、発注はできないということになっております。だから1日も早く解決するためには、議会の業務としてすべきじゃないかと思います。そのためには、水道事業特別委員会、総務建設常任委員会の枠を超えましたので、100条委員会でやるべきだと

思います。以上です。

○議長（川本貴也君）

他に討論ございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

5番 佐々木邦久君。

○5番（佐々木邦久君）

5番、佐々木です。

実は、私が水道事業特別委員長をしまして、8月25日からおかしくなりました。それから後、話が止まっております。やっぱり我々の仕事というものは、この大きな仕事をやっつけていくということが、議員の仕事でございます。その中で、こういう疑惑の問題が出ました。業者、東京、大阪、大きなところからも来てもらいました。話を聞きますと、聞くほど、話が妙になってしまいました。業者間でいろいろ話をするんだったら結構です。やっぱり、いったん議場の中に上がってきて、議員がこれを審議したいというような状態になりましたら、審議ができる状態に置いていただきたい。4回、議長名で文書を出しましたが、本人は来ておりません。出した陳述書自体には山田議員が言いましたが、全然でたらめでございます。これだけ議員が、議会がなめられとんかなど。こういう状態を、今の状態で、もしこの分の水道の入札をしておいたらどうということになっているか、本体の大きな事業、工事、この分が私の考えでは、後ろへずれたということだけでも、まだ救われております。ただ、やっぱり、こういうことをきちんと審議をした上で、話を決着をつけていかなければ、やっぱりいつまでたっても、土庄町は何しよんやと、お前ら何しよんやということになろうかと思っておりますので、ちょっと口が悪い言い方になりましたが、私はこの分に賛成します。

○議長（川本貴也君）

他に討論ございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

6番 泊満夫君。

○6番（泊 満夫君）

6番、泊です。

今回の官製談合疑惑等の調査に関する決議に私は反対をしたいと思います。その理由は、地方自治法第100条の規定による調査について、特

別委員会を設置し、調査を行うとのことですが、陳述書を出した本人は、平成 26 年 9 月 16 日に水道事業特別委員会委員長並びに土庄町議会議長、さらには町長等に陳述書を提出した後、小豆警察署に出向き、同署の刑事課、香川県警本部の特捜、捜査二課、組織犯罪課の関係者すべて立ち会いの下に、今回の陳述書の中身を説明してきております。つまり、この問題は司法の手に委ねられているということでございます。今回 100 条委員会を設置して調査するという事は、さきほど言いましたように、官製談合疑惑に値するかしないかということもございまして、私はさきほどの文面から、いわゆる関係の職員がというところから考えれば、今回は井口さんは民間人でございますので、そういうところから、この 100 条委員会の設置については、反対を表明したいと思いません。

○議長（川本貴也君）

他に討論ございますか。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

12 番 川口幸路君。

○12 番（川口幸路君）

100 条委員会の設置に賛成いたします。理由を申し上げます。まず、1 点、水道事業特別委員会というものは、この議会で設立を皆さんで決めた訳でございます。委員会を開催し、疑惑の中で、委員長から報告もありましたけど、何回やっても全然疑惑は晴れない。晴れないということは、やはり、我々議員は町民から負託されておる訳でございます。ぜひ、この解明をせないかん、要するに疑惑を解明せないかんということでございまして、ぜひ 100 条委員会で解明していただきまして、町民の皆さんになるほどなという真実を報告したいと思えます。以上でございます。

○議長（川本貴也君）

他にありますか。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

1 番、福本耕太です。

100 条調査の賛成討論を行います。まずですね、100 条委員会の設置、

100条調査の目的がですね、どこにあるのかということが、今回の今の議論の中で大きくずれているんじゃないかなということがありますので、ご指摘を申し上げたいと思います。100条調査とは、そもそも犯人探しを目的としているものではございません。今回のですね、100条調査の目的というのは、公共事業の方をガラス張りにしていくと、不正及び疑惑が起り得ない公平性を担保するための方法を、議会がしっかりと提案していくことが、100条委員会の目的であります。今回、泊議員の発言の中でですね、警察の方に上げているということがありますが、警察の仕事は犯人探しが仕事です。100条委員会は議会として公共事業をガラス張りにしていくということが今回の100条委員会の重要な目的であるということです。さきほどの質疑の中でですね、旅費及び弁護士費用等の話が出ておりましたけれども、当初の段階で30万円というふうに規定しておりますけれども、これは、100条委員会を進めていく上でですね、必要になった場合は補正ができるというふうに、100条委員会の条項の中にありますので、総務建設の山崎委員長が言われたことは、ごく当たり前のことになってくるというふうに思います。あと1点をちょっと考えたいんですけれども、とりあえずその2つを訴えたいと思います。

○議長（川本貴也君）

他に。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

賛成の方で、100条委員会を開くことに賛成の方でさきほどの反対討論を聞きましたところ、泊議員の、井口氏が警察へ行って、事情を説明しているということですけど、この問題について、刑事事件として取扱いがはたしてなされたかどうかということで、行って説明しているだけで、それをしたから議会が何もしないでいいという訳ではないと思います。それから、この件に関して、官製談合でないのかということで、私も警察の方へ告発いたしました。警察の意見としましては、「議会は議会として仕事をしてこい」と。「100条委員会をちゃんと開いて、その件に基づいて、こうこうこういうことで、これが刑法に違反するんだから告発します」という形をとってほしいと。議会の仕事をまったくせずに、警察に全部振ってくるなということを言われました。だから、そういう問題点で、議会制民主主義ですから、日本の国家は、議会としての仕事をし

た上で、福本議員が、犯人を見つけてどうせないかんとかいうことをやるのは警察の仕事ですから、議会としての仕事をまずせないかんのじゃないかということで、いろいろな矛盾していることを言い合って、100条委員会を開くのを延ばしているような状況がうかがえます。それから、9月の時点で、私が水道事業特別委員会で業者の方から提出のありました、陳述をテープに録って起こした書面を読み上げましたけど、井口電気は町長に頼まれてJVはどこと組めとか、そういうことを公言しております。その件は私が読み上げた通りです。町長に頼まれてこうしてる、ああしてる。19億6千万の金額は漏えいしていると、そういう事態になっておりますので、当然として、知り得ない者に対して、水道事業特別委員会の委員が知る前にそういうことを井口電気が知っていて、それを頼まれてこうしたから、業者がちょっと、うちに来いと。来てこうしろ、ああしろ、JVはここと組めと。そうしないと、お前のところは取れないと、そういうことを言っている訳です。これがはたして公正な公共工事の発注になるんですか。ならんということですから、水道事業特別委員会、総務建設常任委員会で何回も協議した上で、もうこれ以上はどうしようもないということで、警察に告発しました。もっとちゃんとしてこいというのが向こうの意見です。議会としての業務をしてこいと。その上で、告発を持って来てくださいということなんです。そのためには、100条委員会がどうしても必要な訳です。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（川本貴也君）

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

すみません、先ほど1つ言い忘れましてので。濱中議員がおっしゃった4年で任期が切れるということで、3月で終わってしまって、その後責任を持ってないんじゃないかということについてなんですけども、1つはそういうふうにお考えになられる考え方もあるのかと思いますが、こういった問題も含めて、次の選挙の争点になってくる問題でありますので、任期が切れるからということとはむしろ逆であって、土庄町としてこういう問題が、他にもいろんな問題がありますけれども、この問題をどういうふうにか考えるかということが、次の町会議員を選ぶときの住民の皆さんの争点ということになりますので、それは理由にならないんじゃないかというふうには私は考える次第であります。

(挙手する者あり)

○議長（川本貴也君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

福本議員の話なんですけれども、私は4か月で任期が切れる中で、二十数名に及ぶ事情聴取はできないので、そういう中でやるのは、公平・公正とかいうことからすれば、僕はしない方がいいと改めて言いたいと思います。

○議長（川本貴也君）

他にございませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号につきましては反対がございますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川本貴也君）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

## 休憩

○議長（川本貴也君）

暫時休憩いたします。

再開を11時15分といたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時15分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

- 議長（川本貴也君）  
再開いたします。

## 提案理由の説明（同意第1号）

- 議長（川本貴也君）  
日程第13、同意第1号、土庄町副町長の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

三枝町長。

- 町長（三枝邦彦君）

それでは、同意第1号、土庄町副町長の選任について。土庄町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。住所香川県小豆郡土庄町大部甲3225番地1、氏名島田明、生年月日昭和24年12月6日。

提案理由といたしましては、平成26年12月22日より島田明氏を土庄町副町長に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。本人の略歴等につきましては皆さんにお配りの記載のとおりでございまして、お目通しをいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

## 提案理由に対する質疑（同意第1号）

- 議長（川本貴也君）
-

これもちまして、提案理由の説明を終わります。  
ただ今説明のありました同意第1号について質疑を行います。  
質疑のある方はご発言願います。

(挙手する者あり)

○議長（川本貴也君）

3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

3番、山田です。

改めて、副町長になられる件に関しまして、ちょっとお聞きしたいと思えます。副町長になられる方は、以下何点かに関して、了承しているかどうかをお聞きしたいと思えます。1番目には、町長の関連の税の不払いがありました。5年の徴収時効にして、約1,800万円を町長及び町長が経営していた企業が支払いを免れております。2番目は、現在同じく町長が経営していた企業が、入湯税の脱税疑惑があります。いま税務課が調査しております。脱税していることは、まず間違いでないだろうというところまでの調査です。3つ目は、今回の課長4名で刑事告発がなされた税の情報漏えいでありました。この件に関して、漏えいされた書類を、町長が庁外に持ち出しているということが判明しております。そういう事実を知った上での、就任と。1番、2番、3番、同じなんですけど、知った上で副町長を受けるといふことと理解してよろしいんでしょうか。同じく4番目に、町長の財産報告があります。政治倫理の規定に基づく資産と負債の報告があります。この件に関しても、4月に出された負債1億6千万となっておりますけど、すでに農協より1億9千万の請求が来ております。この請求が分かったのは、町長の給与の差押えということがありまして、請求が判明しております。そこで、この金額の差額があると。虚偽報告でないかという件、この前の一般質問でやっておりますけど、そういう事実。それから、町長が農協の債務について、町長の債務は、いま裁判で争っておりますけど、1億9千万を請求されております、個人的に。これが10年以上元金も利息も支払ってないという事実が分かっております。これが差押えの裁判所の書面から分かっております。そういう事実。それから、土庄中央病院、4億2千万円を今年度の一般会計から持ち出すと。来年はもっと要るかも分からないと。すでに経営破綻状態です。経営責任問題について、おそらく町民から民事訴訟なり、何かの形が起きると思えます。そういう問題点、いま述べました5つ、6つの問題点を十分熟慮した上で、副町長を受けるといふ解釈をしてよろしいん

でしょうか、町長。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

今、山田議員からいろいろと5点、6点質問がありました。中央病院以外については、山田議員があちこちに、ここで一般質問もし、全部しておりますから、それは当然言う以前にすべて知っておりました。だから、ここでお答えすることはないと思いますが、中央病院に関しましてはですね、今年の3月末で5億くらいでした。来年の5月も4億2千万足りないと言うことで、それ以降についてもそれくらい要りそうだという話を聞いておりますので、中身をもう1度きちんとどこに問題点があつて、どうしたらその赤字がもっともっと減っていくのかということをお早急に解明して皆さんにまたお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（川本貴也君）

他にございませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、同意第1号についての質疑は、これをもって終了いたします。

## 採決（同意第1号）

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

同意第1号についての討論は省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よつて、討論は省略いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第 1 号、土庄町副町長の選任について原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

## 閉会中の継続調査申出

○議長 (川本貴也君)

日程第 14、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長より、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長等からの申出のとおり継続調査に付することに決しました。

## 一般質問

○議長 (川本貴也君)

日程第 15、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

8 番 上川正衛君。

○8 番 (上川正衛君)

8 番、上川です。一般質問させていただきます。

まず 1 番目の質問でございますけれども、若者の活用の取り組みについて質問をさせていただきたいと思っております。和歌山県は本年度、地域活性化などの実践的研究や活動をしたい都市部の大学と、県内の過疎地域を引き合わせる制度を始めることになったそうであります。大学のノウハウや学生の若い力で、地域課題を解消してもらおうのが狙いだそうであ

ります。大学側にも学生の教育や研究などに生かしてもらおうという狙いがあります。

事業名は「大学のふるさと」といい、県は市町村に地域課題を、大学を訪問して研究や活動の需要を調査し、大学と地域を引き合わせたり、三者で交流計画の策定をし、合意すれば、県の立ち会いで、市町村と大学が連携協定を結びます。人口の減少や少子高齢化の進行により地域活力が低下している過疎地域において、人材育成のための実践的教育や社会的責任の一環として地域貢献活動に対する関心が高い大学が、地域の方々とともに地域課題の解決に向けた協働活動を行いながら、継続的に交流することを促進していきます。

事業実施を前に、和歌山県が昨年度、市町村対象に地域課題を聞いたところ、12市町村から「地域産品ブランド化」、「移住定住促進策」、「観光産業の振興」などが課題として出てきたそうであります。そして、関西の大学にニーズ調査をした上で検討したところ、大阪府の7大学が関心を示し、そのうちのいくつかの大学と協定締結を進めるそうであります。

若い世代のローカル志向の支援という点もあろうかと思えます。最近では、社会貢献志向と並び、地元の活性化や地域の再生に強い関心がある若者が増えていると聞きます。

「地域産品ブランド化」、「移住定住促進策」、「観光産業の振興」などの課題はわが町にも当てはまります。また、少子高齢化も進んでおります。解決策の一つとして、和歌山県のようにこういう対策を考えていく必要もあるのではないのでしょうか。回答をお願いいたします。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸 英彦君）

上川議員のご質問にお答えをいたします。

昨今、行政の財政悪化や少子高齢化など国内の先行きに不透明感が漂う中、地方の再生が不可欠であります。そのためには、行政以外の多様な主体と連携していくことがその解決の糸口になるのではないかと考えます。

大学には高度な専門知識を有する人材が豊富であり、さまざまな地域課題に対応できる知識も兼ね備えています。経済が一定の水準に達したことから、大学における学術研究は、地域産業、地方行政、地域コミュニティ等地域の問題を解決することにも目を向けるようになっていきます。

大学は大切な知的資源であり、行政や地域産業の高度化などには欠かせないことが広く認められていますが、この知的資源をもって社会の発展に貢献するためには、大学と地域社会・行政との連携・交流を一層強く図ることが極めて大切なことでもあります。

本町におきましては、移住施策・子育て支援・婚活支援など少子化対策に関して、大学のゼミの学生が訪問し、調査・研究する機会が今年 4 回ありました。その結果、学生と企画課職員また移住された住民が関わりを持つきっかけができ、ゼミの学生と調査してきた本町に関する研究が蓄積されつつあります。

こうしたゼミとのコラボレーションを継続発展させるためには、議員ご指摘の和歌山県の大学のふるさと制度は非常に有効な手法であると思います。今後は、ゼミ等と相互に交流を深める中で、本町と大学が連携して行う取り組みが属する分野や、その取り組みの中で大学がどのような役割を担うのか、大学と連携するにあたり、どのような点が障害となるのかなどを研究してまいりたいと思います。

○議長（川本貴也君）

8 番 上川正衛君。

○8 番（上川正衛君）

9 月 26 日の朝日新聞にこういう記事が載っておりました。「高さ約 8 メートルの丸太の先に火がつき、廃校のグラウンドに歓声がひびいた。半世紀で人口が半分以下の約 4,500 人になった和歌山県すさみ町。山間部の佐本地区に 200 年以上前から伝わるお盆の『柱祭』は担い手不足で 4 年前に途絶えた。この祭を翌年、大阪府寝屋川市にある摂南大学の学生たちが復活させた。摂南大学と町とは 2010 年にまちづくりの協定を結び、サークル『ボランティア・スタッフズ』の学生たちが、夏に大阪の子どもや地元の子どもたちと一緒にキャンプ、冬はお年寄りの見守り活動などを行っている。活動拠点の小学校跡地には工学部の学生らが仮設のトイレや風呂を設置し、約 50 人の学生が寝泊まりする。自宅の風呂を開放するなど、地元の人たちも精一杯歓迎する。」とありました。

いま、こういった地域おこし協力隊という制度が人気と聞いております。地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とする取り組みであります。具体的には、地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、

農林漁業の応援、住民の生活支援、また地域おこしの支援など地域協力活動に従事してもらいながら、定住・定着を図る取り組みについて国が必要な支援を行うものです。

実際には、雇用や生活保障などの面で若者のローカル志向にはハードルも多く、中規模以下の地方都市や農村部になると、それは顕著だと思えます。そうした現状の中では、こうした若者を後押しする地域おこし協力隊のような既存の制度の大幅な拡充や、農業などの分野に着目した支援策の強化が積極的に進められていくべきと考えます。

また、地方創生も整備されつつあります。これらの地方に対する施策に目を配り、よく注視していくことが大事だと思います。そして、わが町にも積極的に取り入れるべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（川本貴也君）

企画課長 条英彦君。

○企画課長（条 英彦君）

地域おこし協力隊に関するご質問であります。現在協力隊員の受け入れについて研究をいたしております。まずは、協力隊員の住宅の問題があります。また、協力隊員の処遇、募集方法、将来の移住に向けての考え方など、さまざまな事案があります。それらを検討しつつ、どの分野で協力隊員を必要とするかを含めて研究を進めていきたいと考えております。その上で、地方創生の実を上げるため、この制度を活用し、外に向かって協力の要請をしていければと考えております。

○議長（川本貴也君）

上川正衛君。

○8番（上川正衛君）

その協力隊の研究をされるということで、今後とも一層進めていただきたいと思えます。

5月に、民間組織の「日本創成会議」が、今後の人口減少に関する予測を発表し、話題となったところであります。主たる内容につきましては、2040年には全国の約半数にあたる896の市区町村で20～39歳の女性の数が現在の半分以下に減り、このうち523の自治体では人口が1万未満となり、消滅の危機に直面するというものでありました。わが町にもかなり厳しい内容となっておったことは、皆さんご承知のとおりだと思います。

さきほど申しましたように、若者を中心に田園回帰の風潮が高まって

いると聞きます。内閣府が今年 6 月に実施した世論調査で、農村漁村への定住願望が「ある」と答えたのは 31.6%で、2005 年の同様調査から 11 ポイント上昇し、20 歳代は 38.7%と最も高かったそうであります。地方暮らしに魅力を見出す若者たちの動きが、過疎地域の人口減に歯止めをかける可能性を秘めているのではないかと考えております。今が大きなチャンスかなというふうに思っております。わが町ではどのようにお考えでしょうか。若い人たちの交流人口を増やすための施策をどんどん押し進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸 英彦君）

ここ数年で、田園回帰の動きが着実に起こっていることは承知いたしております。「人生の楽園」という移住をテーマにした田舎暮らしの番組が人気を博しておりますが、あのような生活を望んでいる都市部の方々も多いのではないだろうかと思っております。里山資本主義という言葉を目にいたしますが、これは、生活の一部にエネルギー、食といった自給的な要素を取り入れて、ある程度の収入があれば、農山漁村で生活できる仕組みであります。幸い、土庄町には豊かな自然、食文化、なにより地域を活性化させようという住民がいらっしゃいます。定年後の世代あるいは子育て世代に対して必要な助成制度の整備の検討と、いま推進している空き家対策といった情報を提供していく中で、そういった田舎暮らしを求める方を受け入れることが可能だと思っております。そのためには、受け入れる地域の意欲、理解、その体制が必要となることから、住民と行政が共に考えていくべきことだと考えております。今後は、議員おっしゃる田園回帰の流れを上手に掴むことで、都市部への流出に歯止めがかかり、移住希望者を受け入れることで、人口の減少も緩やかになるのではないかと考えております。

この 10 月、県におきましても、知事を本部長に人口減少・活力向上対策本部を設置し、さまざまな方策を検討していると聞いておりますので、本町もこの若者の回帰を実現するよう取り組んでいきたいと思っております。

○議長（川本貴也君）

上川正衛君。

○8 番（上川正衛君）

ぜひ、若者の交流人口を増やすように今後もいろんな施策のより一層

の推進をお願いしたいと思います。1 番目の質問はこれで終わります。

続きまして、2 番の質問にまいります。中小零細企業の振興ということで、質問をさせていただきます。

全国では、中小零細企業は全体の 99.7%、常用雇用者数は全体の 52.7% を占めています。香川県では、中小零細企業は全体の 99.8%、常用雇用者数は全体の 77.5% を占めています。また、香川県の中小零細企業数は、平成 24 年 33,467 件、平成 21 年 36,329 件であり、3 年間で 7.9% の減少です。そして、香川県企業数全体も 7.9% の減少となっております。常用雇用者数は、平成 24 年 195,992 人、平成 21 年 199,879 人であり、3 年間で 1.9% の減少であります。香川県常用雇用者数全体の 2.4% の減ともなっております。

企業数からみても、雇用者数からみても、中小零細企業は、わが国及び香川県の経済・産業を支える重要な役割を担っていると思います。わが国における中小零細企業振興は、昭和 38 年に制定された中小企業基本法に基づき、長きにわたって大企業との格差是正を理念に取り組みられてきたところであります。平成 11 年の同法の抜本改革により、中小零細企業の自主的な努力が重視されるようになり、全国で成長力や意欲のある中小企業への支援が強化されることとなりました。そして、中小零細企業を前近代的な存在ではなく、経済発展の担い手として積極的に定義いたしました。また、地方公共団体の位置付けも見直され、地域の実情を踏まえた施策を独自に策定して実施する主体としての役割が与えられました。

わが町をみますと人口減少や少子高齢化の進展、廃業する状況も見られ、土庄町の経済や地域活力を支えてきた豊かな中小零細企業の集積が崩壊する懸念が生まれています。このような厳しい状況の下、平成 22 年に中小企業憲章が閣議決定されました。「中小企業は、経済をけん引する力であり、社会の主役である」という文章で始まるこの憲章は、中小零細企業の重要性や可能性を改めて示すものとして注目されます。また、平成 25 年 6 月には、中小企業基本法の一部を改正する小規模企業活性化法が公布されました。これは、小規模企業に焦点を当てて、中小企業政策の再構築を図るという法律であり、企業の大半を占める零細企業の成長によって経済全体を発展させるという新たな政策推進の方向性が一層明確となりました。

このような背景の中、わが町にも零細企業の振興を図っていく上での、条例の制定を考えてみてはいかがでしょうか。本町にも制度融資、商工

会への補助金など零細企業向けへの施策を実施しております。この施策を実施する上でも、この条例が根拠となるのではと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川本貴也君）

商工観光課長 須浪宏和君。

○商工観光課長（須浪宏和君）

上川議員のご質問にお答えをいたします。

まず、全国的な状況におきましては、中小企業が 420 万社と言われております。そのうち約 9 割が、従業員 20 人以下のいわゆる小規模企業に分類されるところでございます。

小規模企業は、特に地方にありましては、経済や雇用を支える存在として重要な役割を果たしているにもかかわらず、資金や人材等の確保が特に困難であることが多いといった状況から、議員がご指摘のように、近年、企業数・雇用者数ともに減少傾向にございます。

国におきましては、平成 22 年の中小企業憲章の閣議決定後、中小企業、なかでも小規模企業の支援策として法律制度等整備していることは、承知しております。

本町の中小企業振興施策としましては、土庄町商工観光業振興条例に基づき、多くの小規模企業が会員である土庄町商工会に対して補助金を交付しております。また、土庄町中小企業融資条例に基づき、中小企業者を対象とする融資を実施しております。

中小企業振興を目的とする、新たな条例制定につきましては、これら既存条例との整合性の検討並びに他市町の状況も勘案の上、判断してまいりたいと考えております。

○議長（川本貴也君）

上川正衛君。

○8 番（上川正衛君）

現在 100 を超える地方公共団体で、中小企業振興基本条例が制定されるなど、「社会の主役」としての中小企業振興がより強く意識されるようになりまして、広がりを見せているようでございます。ぜひ、わが町にも条例制定を行い、零細企業の振興をより一層図っていくべきというふうに考えますけど、いかがでしょうか。

○議長（川本貴也君）

商工観光課長 須浪宏和君。

○商工観光課長（須浪宏和君）

上川議員の再質問にお答えをいたします。

議員もご指摘のように、県内の市町はじめ、全国的な状況をみてみますと、香川県にあっては、平成 24 年に香川県中小企業振興条例を制定しております。また県内の 8 市にあっては、いくつかの市において、中小企業の基本条例であるとか、産業振興条例、こういった形で条例を制定し、振興施策の基本理念や基本方針を規定してございます。一方、県内の 9 町にあっては、本町と同様、商工業あるいは商工観光業の振興条例を制定している町が多い状況でございます。県や市にあっては、行政区域が広く、企業数・業種が多いことから、中小企業全般を対象とする振興条例となっていることがうかがえます。また、町にあっては、地域性に応じた振興条例を制定していると思われまます。いずれにしましても、新たな振興条例を制定する前提としましては、今後本町がどのような中小企業の振興施策を実施していくのかという基本方針を定めることが必要であると思っておりますので、先ほど申し上げました既存条例あるいは以前制定しております企業誘致条例などとの整合性を考慮しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（川本貴也君）

上川正衛君。

○8 番（上川正衛君）

ぜひ、前向きにお考えいただきたいというふうに思っております。以上で、私の質問は終わります。

○議長（川本貴也君）

6 番 泊満夫君。

○6 番（泊 満夫君）

6 番、泊でございます。2 点にわたって、一般質問させていただきます。

まず最初に、土庄町観光振興指針、こういったものが町の方から作成をされておりますけれども、この中に、2 ページに今日質問させていただきます迷路のまちの関係設備であります大庄屋笠井家の取扱いについて、まずご質問させていただきます。

以前についても 2 回ほど、この案件については質問させていただきましたけれども、現在のこの笠井家の取得状況、交渉状況について、まずおうかがいをしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

総務課長 中井俊博君。

○総務課長（中井俊博君）

泊議員のご質問にお答えします。

所有者との交渉経過がどうなっているかということでございますが、本年 6 月頃、所有者の笠井さんから土地及び建物につきまして、意向に沿った形で利用していただけるのであれば寄付したいとのことで、直接お会いをいたしました。町長も、上京した際に直接お話をしております。その後、笠井さんとはお手紙でのやり取りを何回か行いまして、寄付の意志が固まり、具体的な寄付の手続きを経まして、10月23日付けで土庄町への移転登記が完了したところでございます。

○議長（川本貴也君）

泊満夫君。

○6番（泊 満夫君）

ありがとうございます。10月23日に登記の完了ということでございます。

今後の取り扱いの関係なんですが、その利用方向、例えば建物の取り扱いはどうされるのか。つまり、明治時代に建てられた建物でございますから、改修の方向でいくのか、あるいはいったん取り壊し、なんらかの物をまた構築をされていくのか、さらには、あの建物の中には先祖代々引き継がれております歴史生活遺産などが残っております。そういったものの取り扱いとか保存、これらについてもある程度交渉の段階でなんらかの意思疎通が図られているとは思いますが、その点についてのご質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（川本貴也君）

総務課長 中井俊博君。

○総務課長（中井俊博君）

泊議員の、今後の利用の方向性ということでございますが、どのように利用していくかとか、全体の構想が決まった段階で、笠井さんの方に事前にお知らせする約束となっておりますが、期間の方も要するという事もお伝えをいたしております。笠井さんの方の意向としましては、公園とか老人ホームなど町の皆さんの役に立つようなものにしてほしいという意向を聞いておりますけど、最終は町でお考えいただきたいということでございます。跡地に「旧笠井武太夫邸跡」と表示をしてほしいとか、加藤清正公の祠の移動は敷地内ではしてほしいなどご要望をお聞きしておりますが、建物等については壊してもらっても良い、中の物も処分してほしいとも言われておるような状況でございます。

現時点では、その辺、取扱い等につきましては、今のところは白紙の状態でございます。

○議長（川本貴也君）

泊満夫君。

○6番（泊 満夫君）

現時点では白紙ということでございますので、できるだけの笠井様のご意向を尊重しながら、私はあの年代物の母屋含めて、非常に町にとってもありがたい建物ではないかと思っておりますので、今後の検討の中ですね、残していくような方向でのご検討をお願いできたらということをお願いしておきます。

次には3点目なんですが、ひとつのまちづくりの核として、本町筋でああいう建物を町が寄附採納していただいたのは、初めてのケースではないかと思っております。そういった観点から、ひとつは観光の拠点として整備、利用する、こういった方向も検討していただきたいんですが、現在商工観光課の人数は4人ですね、ほとんど年がら年中イベントの関係でお世話をしていただいておりますが、新たなものについて真剣に時間をかけて議論するということが、なかなか横から見ていないように思われます。そういった観点から、今後の検討会においては、すでにまちづくり委員会等もございまして、そのまちづくり委員会のメンバーの方々、その他の有識者、建物の関係、歴史の研究者の方々、そういった方々を巻き込んでの検討委員会の立ち上げを考えたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本貴也君）

商工観光課長 須浪宏和君。

○商工観光課長（須浪宏和君）

泊議員のご質問にお答えいたします。

さきほど、総務課長が答弁しましたとおり、このたび所有者のご好意により土庄町に寄附していただいた貴重な財産でございます。商工観光課といたしましては、寄附していただいた方の思いに応えられるよう、まちづくりを目的とした活用方法を検討すべきと考えてございます。ご指摘のように、検討組織、どのような組織づくりということにつきましては、今のところ白紙の状態でございます。今後の検討課題と考えております。

○議長（川本貴也君）

泊満夫君。

○6番（泊 満夫君）

ありがとうございます。

10月にして今の時節ですから、まだまだ今後いろんな形での検討する課題が残っておりますので、ぜひこの部分についても検討の中に入れていただきたいことを申し上げておきます。

4つ目には、検討の中でひとつの運営方法として、いったんこういった寄附採納していただいたのは初めてですから、どういうふうに今後の運営をやっていくかというところで、いま小豆島町は二十四の瞳映画村とか、あるいはオリーブ公園とか、こういった部分について財団法人化をしてですね、運営を図っていると。ちなみに、そのいわゆる収益等についても、去年は5千万円ほどの収益を逆に町の方へ寄附をしたというふうなお話も聞き及んでおります。運営方法にすばらしい才覚がある方もいらっしゃるということも聞いておりますけれども、そういった財団法人化で運営をしていくということも、ひとつご検討課題に入れていただきたいし、その際には小海の残石公園、あるいは土庄港のフェリーセンター、いま少し寂れている部分もございますので、一緒に検討していただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（川本貴也君）

商工観光課長 須浪宏和君。

○商工観光課長（須浪宏和君）

お答えをいたします。

まず、さきほど来、私ども総務課も含めまして所有者の方と交渉する中で、大変所有者の方も思い入れの強い財産でございます。総務課を中心に交渉する中で、営利目的に使ってもらってはちょっと困るなというような文言もございましたので、さきほど申し上げましたように、まちづくりを基本とした、町民の方が多く集っていただけるような場所をまず検討の第一に入れなければならないと考えております。今の時点ではさきほど来申し上げておりますように、活用方法が白紙の状態でございます。具体的な運営方法につきましても未定ということでございます。関係者の皆さまと基本方針を検討してまいりたいと考えている段階です。

○議長（川本貴也君）

泊満夫君。

○6番（泊 満夫君）

ありがとうございます。第1点目の質問はこれにて終了したいと思います。

次、2点目に移ります。2016年に第3回の瀬戸内国際芸術祭が土庄町、小豆島一円において、もちろん豊島も含めて行われる訳でございますが、先だって北川フラム氏が土庄町に来られて、次の課題について意見を聞く会がございました。その中でも申し上げてきたんですが、ひとつは町として町内にフラムさんの言葉では、今回は前回以上に外国人の方々が来るような形になろうというふうなことも申しておりましたので、ぜひですね外貨、米ドルとかユーロとか、ウォンとか、そういったものの両替、いま百十四銀行が取り扱っておりますし、そういったものが実際どの場所でどこでやられているのかというのが、いま町内には周知されていないと思います。来る方の中には知っている方もいらっしゃるんですが、そういったいわゆる両替ができるように、ぜひ営業時間も含めて金融機関にはたらきかけて、より便利な、よりそういった部分でのインフラ整備をやりながら、外国人の方に来ていただくというような方向を検討するのも、ひとつの方法ではないかと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（川本貴也君）

商工観光課長 須浪宏和君。

○商工観光課長（須浪宏和君）

泊議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

外貨の両替につきましては、以前は大臣の認可が必要でありましたが、現在は規制が緩和されまして、基本的には自由に行えるとのこと。ただし、取引額が一定以上を超えますと、両替業者からの報告が監督官庁に必要なということでもあります。現状、土庄町内では即時両替といたしましては、一部金融機関で窓口営業時間内に両替をしております。そのほか、一部のホテルにおきましてもお客様の求めに応じて、随時両替をしているとのこと。この場合には外貨を日本円に両替することになります。ホテルで対応する場合となれば、曜日であるとか時間にかかわらず対応されているようでございます。観光客の場合には、入国時に両替するほか、クレジットカードを使用することで、ほとんど不便がない状況とお聞きをしております。

○議長（川本貴也君）

泊満夫君。

○6番（泊 満夫君）

金融機関へのはたらきかけにつきましては、百十四さんは両替なさってるんですが、9時から3時まで窓口開設時間内ということになっており

ますので、まだまだ、それらを知らない方々も入って来られると思いますので、この部分についても、2016年に向けてですね、一応交渉の窓口と言いますか、各金融機関にはたらきかけていただけたらと思います。郵便局も平成10年までは両替をされていたらしいんですが、民営化以降それが閉ざされてきて、聞くところによりますと、ATMではいわゆるクレジットカード、DCカードとかアメリカンエクスプレスとか、そういったカードでキャッシングができるようなので、そういった部分も、今後案内の中に、チラシの中に、パンフレットの中に、ひとつ入れていただくというのも、このお客様をお迎えするにあたっての心根かだと思いますので、ご検討をお願いできたらと思います。それを申し上げて2つ目に行きます。

まち歩き観光、いま土庄港には5か国語の看板がかかっております。ああいったものを、1つ1つ増やしていく必要があるのではないかなと思います。例えば、世界一狭い海峡、その土淵海峡においても、英語、韓国語、中国語、台湾語、もちろん日本語はともかくとして、そういった看板を設置し、観光客に優しいよく分かるような形での案内板の設置も2016年に向けて、考えていかなければならない一つだと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（川本貴也君）

商工観光課長 須浪宏和君。

○商工観光課長（須浪宏和君）

お答えをいたします。外国語表記の表示につきましては、ご指摘のように、土庄港観光センター前に島内の観光スポットを紹介した看板がございまして、その他エンジェルロード公園にエンジェルロードについて解説した看板を設置しております。それぞれ日本語・英語・中国語・韓国語で表記しております。また、今年度の事業でございすけれども、「迷路のまち案内シール」という形で、歩道などの路面に貼り付ける形の案内標識を迷路のまち周辺6か所に設置いたしました。英語と日本語表記でご案内をしております。

今後、よく外国人観光客が訪れる場所など、必要と思われる箇所には外国語表記の案内等を検討してまいりたいと考えております。

○議長（川本貴也君）

泊満夫君。

○6番（泊 満夫君）

ありがとうございます。

いずれにしても、わが町も観光立町として、今後ますますの発展を遂げていかなければならないと思いますので、予算の関係もありますけども、できる部分から着実にインフラ整備を行い、安心安全に観光客の人に歩いていただけるようなまちづくりを、私どもも協力させていただきますので、町の方についても、その方向に向けてぜひ努力していただきたらと思いますので、以上申し上げて一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（川本貴也君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

2番、濱中です。2つの質問があります。

まず、1点目は、観光のまちづくりに地域おこし協力隊の+協力を得て、活用してはどうかということです。いま、国は地方創生を声高に唱えています。土庄町の魅力を引き出し、発信するため地域外の人材が有効に活用でき、またその定住・定着を進めることができる地域おこし協力隊の制度を積極的に活用することについて質問いたします。

まず、観光振興のために。隊員は、土庄町が直接雇用するほか、観光協会職員など自治体と雇用関係のない形態で委嘱することも可能であり、任期は3年以内とされている。観光協会の職員に地域おこし協力隊を充てられないか。活動費は年間400万円まで特別交付税で財源措置が講じられるということです。400万円は、人件費に200万、活動費に200万充てられるようです。

それから、備讃瀬戸を世界自然遺産にということで、平成25年に備讃瀬戸の世界自然遺産登録に向け、プロジェクトチームが結成され、調査が進んでいます。しかし、平成26年度はまだ会議が開かれていない。日常業務が忙しく、準備が進まないと思われるので、地域おこし協力隊を担当部署に配置し、明るく夢のある土庄町の観光振興と町の活性化に向け、地域おこし協力隊の活動費も使い、世界自然遺産の暫定リストに早く登録されるようにしてはどうかという質問です。よろしく願います。

○議長（川本貴也君）

商工観光課長 須浪宏和君。

○商工観光課長（須浪宏和君）

濱中議員のご質問にお答えをいたします。

地域おこし協力隊の制度を活用して、観光協会の職員その他にというご質問でございます。具体的なご質問の内容でございますので、まず本課、商工観光課として、協力隊の隊員に観光協会職員として観光をテーマとするまちづくりに従事していただくということを考えた場合、まずは、観光協会と町が将来ビジョンや活動内容を明確にし、その上で、隊員の方にどのような内容をもって、委嘱するか意思統一が必要であると考えます。商工観光課としましては、地域ブランドや地場製品の開発・販売、空き家、空き店舗の活用やプロモーションなどの経験、知識を持った方が隊員となって活躍し、将来、定住していただくことが理想であると考えております。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

備讃瀬戸の世界自然遺産の暫定リスト登録に関して、地域おこし協力隊員を活用してはいかがかというご質問であります。この利用にしましては、本町の人的資源に限りがあることから、能力と意欲がある人材を地域おこし協力隊員として募集し、若い人、都会に住む人のアイデア、ネットワークを借りることができれば、外からの視線を地方に取り込み、地域の活性化にする観点からは意義あることだと思います。この事業の課題は、うまくいく地域、いかない地域の差が激しい点であります。今いる地域が好きで来ている訳ではなく、たまたま地域おこし協力隊という仕事があり、田舎暮らしが体験できるから行くという話も聞いております。地域おこし協力隊をやること自体が目的になったら失敗すると考えております。従いまして、受け入れ地域と来るとのギャップをなくすため、受け入れに明確な方針、地域おこし協力隊に何をしてもらうかという具体的な計画をまずは構築する必要があると考えております。

世界遺産暫定リストに登録されるには、数々のハードルがあろうかと思いますが、この世界自然遺産の価値、意義に関する十分な検証を進める中で、必要な人材の育成、確保にも努めていきたいと考えております。

○議長（川本貴也君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

まず、観光振興のために地域おこし協力隊を活用したいということなんですけれども、まず地域おこし協力隊を雇う前に、町として地域おこ

し協力隊をどのように活用するかという考えが先だとおっしゃっておられました。いま豊島の観光協会は昨年か今年、NPO 法人化して運営している訳なんです、土庄町としてはどのしょう観光協会、小豆島観光協会、それから豊島の観光協会に多額の補助金、助成金を出しているところです。そういう中で、豊島の観光協会に限って言えば、いま一番欲しいのは人材であります。本当に豊島を今後どうしていくかというのは、優秀な人材がどうしても不可欠でありまして、いま島ではその人材を探しているところです。まず、具体的な仕事といたしまして、豊島観光協会に必要なのは、観光そのものをコーディネートできる人材です。例えば、旅行業の資格をまず豊島に来て取ってもらう中で、豊島観光の全体的な体系をどうしていくのかとか、ツアーをどうしていくのか、そういうふうな発案ができる人材が求められていると思います。

それから、第 2 点目の世界自然遺産なんです、昨年度いろいろ視察もやりまして、備讃瀬戸がいかによばらしいかということをしていろいろ見てきました。そういう中で、いま国立公園 80 周年のいろいろな行事をやっていますけれども、国立公園に 1 番に指定されたのは備讃瀬戸であります。その備讃瀬戸がすばらしいという、国立公園に指定された 1 つは多島美であります。しかし、私が言いたいのは多島美はもちろんですが、豊かな海、これは世界に最も誇るべき海であるし、今後も守り続けていかなければならない海であると思います。例えば、瀬戸内海は、非常に浅いです。世界の海洋の中では非常に浅い部類に入ります。島がある、海峡があるために、潮流が非常に複雑であります。その複雑な潮流はですね、プランクトンとかの成長を促し、そのプランクトンを食べる小魚の成長を促し、また豊かな藻場は、魚たちを豊かに育みます。そういうものの中で、外洋からタイとか、サワラとか、マナガツオとか、イカとか、ママカリとか、数え上げればきりがなほどの魚が、この備讃瀬戸で産卵をしております。そういうことは、海の中ですので目に見えないんです。目に見えれば、たぶん世界の人には驚くだろうと思いますけれども、その目に見えない部分も、我々は発信して世界自然遺産に登録を進めていった方がいいんじゃないかと思います。

○議長（川本貴也君）

商工観光課長 須浪宏和君。

○商工観光課長（須浪宏和君）

お答えをいたします。

議員のご指摘の趣旨としましては、豊島観光協会と具体的な団体名も

ございましたけれども、観光協会の将来を見据えて人材を確保したいという趣旨でございますので、まさに地域おこし協力隊の趣旨に合った考えかと思えます。さきほど私も申し上げましたように、貴重な人材を島外から募集して、将来の観光協会が自立していくために活躍していただければと思っております。担当窓口は企画課になりますので、企画課とも協議しながら、できれば実現の方向で前向きに考えたいと考えております。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

世界遺産とは直接に関係はありませんが、現在瀬戸内海をめぐる動きといたしまして、瀬戸内海を豊かな里海にしようと、国の出先機関や農業、漁業関係者などがかがわ里海づくり協議会を設立し、今のところ、水質管理から生態系管理へと移行しつつあるというように聞いております。また、資源海底ごみ回収のため、県内17市町が費用を負担し、漁師が回収した海底ごみを回収する県海ごみ対策推進協議会を発足いたしております。このように瀬戸内海をきれいな海から豊かな海にするというような機運が高まっていると思えます。また、県の経済同好会では、ジオパーク讃岐を目指していろいろ活動を行っております。こういった他の動きを注視しながら、今後機運の醸成に努めていければありがたいと思っております。

○議長（川本貴也君）

濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

ただ今、須浪課長から地域おこし協力隊実現に向けて、前向きに取り組むという非常に力強いお言葉を聞きまして、大変喜んでおります。最後に、この件に関して、町長から同じような言葉が聞かれたらもっと嬉しいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは濱中議員の質問でございますが、さきほど須浪課長が言ったとおり、前向きにこれはやっていくべきかなど。ましてや人口減少、それから地域の現状を踏まえながら、これから豊島観光協会、豊島島内のことも踏まえて、これからやりたいと思っておりますので、ひとつよろしくお

願います。

○議長（川本貴也君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

ありがとうございます。それでは、2点目の質問に入りたいと思います。

第3回瀬戸内国際芸術祭開催への課題についてということで、来年度の3月には第3回瀬戸内国際芸術祭の開催が決定され、準備が進んでいます。土庄町として過去2回の開催を振り返り、第3回開催に向け、どのような課題をもって臨んでいるのか。また、それらの課題の実現について、町の具体的な方策を広く住民に知らせてほしいということです。よろしく願います。

○議長（川本貴也君）

商工観光課長 須浪宏和君。

○商工観光課長（須浪宏和君）

濱中議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

第3回瀬戸内国際芸術祭につきましては、先日公表されました基本計画によりますと、会期と会場は前回の芸術祭を踏襲いたします。具体的に、会期は春、夏、秋の3シーズンに分けて開催し、会場は豊島、小豆島を含む12の島と高松港、宇野港周辺となります。

過去2回の芸術祭を振り返りますと、2010年開催の第1回芸術祭では、当初見込みの3倍、総計93万8千人の来場があり、特に会期終盤には交通機関の混雑や積み残しなどが課題となりました。昨年開催の第2回芸術祭では、会期を分けて開催することで交通機関に大きな混雑もなく、これまで観光客が少なかったシーズンにも観覧者が訪れる相乗効果も見られました。また、閉幕後も多くの作品が残り、継続的な地域活性化に貢献しているものと思っております。

第3回芸術祭の取り組みとしましては、まず、観覧者の皆さまが目的地までスムーズに足を運び、アートや瀬戸内海の自然を楽しむサポートが必要だと考えております。島の文化や自然を活用したアート及びプロジェクトの展開であるとか、ソフト面では、案内ガイドの充実、散策マップなどの製作が必要となってまいります。また、一方で、芸術祭は島民の生活の場にごく近い所で開催されますので、島民の皆さまに極力ご迷惑をかけないように、配慮が必要と考えております。今後、より具体的な実施計画等が公表されてまいりますので、島民の皆さまに迅速に情報をお届けしたいと考えております。

○議長（川本貴也君）

濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

まず、第3回に向けての課題というところで、土庄町全体、小豆島全体、香川県全体でいろいろあると思いますが、ごく身近な豊島の課題につきまして、報告させていただいたと思います。さきほど、須浪課長からもありましたように、交通面で、船、バスの積み残しがある。それから、補完する交通として電動自転車が非常に役に立っているというか、利用が多いということがあります。それから、もう1つ、島に来る目的がどういうことかということで、福武財団がいろいろアンケートをたくさん取っております。その中の1つで、島民との交流というのが、かなりウエイトを占めております。私の家の前に、豊島横尾館という横尾忠則さんの作品を展示している施設があるんですけども、そこには結構たくさん人が来てまして、外国人の方もたくさん見られます。そういう中で、観光客または芸術祭に来られた方が、TwitterとかFacebookとか、そういう中で情報発信をしているのを聞きますと、アンケートとかですと、島の人との交流の中でですね、接待という部分がかなり大きく評価されている部分もあります。また、島の人と会ったら挨拶をしてくれるとかですね、いま豊島の子どもたちも挨拶運動みたいなのをやってみて、すれ違った人には親しく挨拶をすると。街ではこういう全然見ず知らずの人に挨拶というのは考えられないことだと思います。

それから、もう1つ、泊議員からもありましたけれども、外国人の方が非常に多いということで、いま円安の影響もあって、非常な勢いで観光客が伸びております。これらの方の滞在とか旅行に関して、私は英語が話せれば挨拶もできるし、道案内もできるしいいと思うんですが、なかなかそういう訳にはいかなくて、こんにちとはとか日本語で話をしたり、どこから来ましたかは英語でちょっと聞いたりしてみますと、外国人の方も非常に笑顔で答えてくれて、親しくなれる可能性があります。こういう中でですね、例えば、公民館の中で月に一遍くらい、日常外国語講座、英語か中国語か分からないですけども、そういうのを各地区の公民館で開講してくれたらなと思うのもあります。

それから、作品群なんですけども、芸術祭は基本的には芸術祭の期間だけ作品展示すれば後は撤去ということになるんですけども、豊島では恒久的な施設もあります。土庄の方にも恒久的な施設が残っております。これは、実行委員会とか財団とかいろいろな協力が必要だと思うんですが、

まず恒久的な作品が毎年毎年増えていって、それも10年くらいしたらまた新しくなるとかというようなことになれば、一番いいのかなという感じがしております。それともう1つは、作品の作成とかに住民の協力がたくさん必要なので、住民がそれに協力することによって喜びを感じたりしております。しかしながら、住民の非協力ではないんですけれども、あんまり好ましくない動きというのも中にはあります。例えば、豊島の家浦港を上がりますと、道路の周辺に旗がなびいております。その他、港を上がりますと、自転車屋さんが誘客に来て、客引きをやっているというような状況もあります。また、豊島美術館の方には旗がはためいているとか、十分に自然景観を守られている意識ができていないとかがあります。今後、我々も同じですが、町としても、そのあたりの受け入れまたは住民へのお願い、啓発について何らかのアクションを起こしていただけたらと思います。以上です。

○議長（川本貴也君）

商工観光課長 須浪宏和君。

○商工観光課長（須浪宏和君）

お答えをいたします。

まずは、住民の方、それから県に事務局がございすけども実行委員会、それから町も含めて意見交換が十分必要かと考えております。先日来、北川ディレクターが出向きまして、意見交換も始まっておりますけども、そういったことも先日土庄町で行いましたときには、これは1回では不足だなというようなご本人の言葉もありまして、いろいろな意見を出しあう中で、せっかくのこういう人との交流がテーマの事業でございすので、100%とはいかないまでも、地域の住民の方が極力気持ちよく受け入れていただけるような、事前の意見交換をまずは進めるべきかと思っております。それから、芸術祭は3回目になります。それに少しなりとも関わってきた方にとっては、やはり関することで今まで自分たちが感覚的に分からなかったところを褒めていただいて、それが特にお年寄りであるとか、生きがいに繋がるというところが、こういった交流事業の一番の利点であり、我々も認識を新たにす点も多々ございすので、そういった点でできるだけ前向きの議論ができますように、町の方も働きかけをしてまいりたいと考えております。

○2番（瀨中幸三君）

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

## 休憩

- 議長（川本貴也君）  
暫時休憩いたします。  
3分後に再開いたします。

休 憩 午後 12 時 30 分  
再 開 午後 12 時 33 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

- 議長（川本貴也君）  
再開いたします。

- 議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

- 1 番（福本耕太君）

1 番、日本共産党、福本耕太です。本日は2つの質問を行います。

1つ目は、土庄中学校のグラウンド西側にナイター照明設備を設置するよう求めたいと思います。2つ目は、介護保険のサービスについて、国が進めております介護保険の改悪法の中身にに基づき、土庄町での高齢者の切り捨てをしないよう求める質問であります。

1つ目の、土庄中学校のグラウンド西側にナイター照明設備を設置する

よう求める質問に入りたいと思います。現在、中学校グラウンドの西側にはナイター照明設備がありません。中学校グラウンドは、日常の中学生が部活動で使用することに加え、災害時の避難所にも指定をされております。防災面からみますと、夜間災害が発生した際、地域の方が避難する際、特に高齢者や子ども、障害者などの避難において、場所の位置を示す役割や足元の安全を確保する上で、ナイターの照明は重要な役割を果たします。通常時としましては、時期としては秋、冬、春先の半年間でありますけれども、中学生が現在真っ暗な中で部活をしております。特にですね、サッカー部、陸上部など激しい部活をしている場所に照明設備がございません。これは極めて危険であります。以前より保護者からも私の方に、ぜひ中学校の西側にナイターを付けてほしいとの要望がございました。防災面、子どもたちの安全の面からみまして、中学校グラウンド西側にナイターの照明設備を設置するように求めるものでございます。それでは、具体的な提案もしたいと思います。現在、中央グラウンドから取り外した 2 台のナイター設備が使われずに管理されております。これを再利用して、ナイター設備を中学校に取り付けてははいかがでしょうか。町はどのように認識しているか、また、設置に必要な予算はいくらかを、初めにお聞きしたいと思います。答弁を求めます。

○議長（川本貴也君）

総務課長 中井俊博君。

○総務課長（中井俊博君）

福本議員のご質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、大規模な災害が発生した場合には、住民の一時避難場所として安全な広場が必要であり、夜間災害が発生した場合には、ナイター設備があれば、避難場所を示す重要な役割を果たし、避難者は安心して避難することができます。

このような中、現在、土庄中学校のグラウンドでございますが、グラウンドを照らす投光器が体育館の屋上に 3 灯、野球の練習場のバックネット側には 4 灯、1 塁側に 4 灯、3 塁側にはグラウンドを照らす 4 灯と、テニス場を照らす 4 灯、合わせて 19 灯の設備が設置されておまして、これによりまして夜間災害時の対応は可能であると考えております。このような中、避難場所としてのナイター設備の追加につきましては、今のところ考えておりません。

現在、学校関係施設の避難場所・避難所は 15 か所ございます。今後、町内の各避難場所にナイター設備を設置するには、相当の設備投資と維

持管理が必要になります。このようなことから、町内のバランスも考えながら、災害時に何が必要か皆さまに意見をお聞きしながら、災害に強いまちづくりを目指し、町民の皆さんが安全・安心して生活できるよう努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本貴也君）

教育総務課長 宮原隆昌君。

○教育総務課長（宮原隆昌君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

土庄中学校のナイター設備につきましては、過去野球部の後援会や中学校の教育振興会などの団体からのご厚意によりまして、先ほど総務課長が申しあげましたようにバックネット上部に 4 灯、南側の部室横に 4 灯、体育館屋上に 3 灯、そしてグラウンド西側に 4 灯設置されております。おそらく議員ご指摘のサッカー部、陸上部の練習時に暗いとおっしゃるのは東側のグラウンドだと思っておりますが、東側のグラウンドは富丘八幡の敷地が含まれておりますこと、また設置に際しましては町民プールの取り壊し後の土地利用のことも考慮しなければなりません。

それから、設置に必要な工事費につきましては、新しくコンクリート製のポールを建てて、そこに言われましたように中央グラウンドにあった照明器具を利用した場合、1 基当たり 150 万円から 200 万円程度と考えておりますが、中央グラウンドの照明は昭和 59 年度に設置しまして、30 年以上にわたり使用してきたものですから、今後のメンテナンスとか器具の寿命を考えれば、再利用は考えにくいと思っております。仮に新規に 1 キロワットの LED 照明の灯光器を 4 灯設置する場合には、コンクリートポールと合わせて約 400 万円の工事費が必要であると思っております。以上です。

○議長（川本貴也君）

福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

さきほど西側と言いましたけれども、東側の間違いです。すみません。

そのことを踏まえまして、再質問させていただきます。災害時に東側にナイターが付いてなくて真っ暗なんですけども、中井課長、見に行ったことありますか。それをまずお聞きしたいと思います。現場を見に行ったことありますか。答えていただきたいと思っております。私は何回か見に行ったんですけども、災害時に八幡さんの鳥居をくぐって、ずっと中学校の方へ行くとですね、夜は真っ暗なんです。中学校のナイターが付

いていても、通路はずっと真っ暗です。中井課長がおっしゃったように、安全面を確保する上でそこにナイターは必要ないということをおっしゃいましたけど、真っ暗な中を、高齢者や障害のある方とか子どもたちが明るい所まで避難するというのは非常に危険でありますし、グラウンドに入ってから、最初は周りが全然見えないうくらい真っ暗です。言われるように、奥の方、野球部の方、西の方は付いておりますけども、そちらの方が明るいから余計手前の方は真っ暗です。見えにくいのです。ですので、災害時にナイターが必要ないというのは説明にならないのではないかとこのように思います。もう1度、答弁を求めたいと思います。

それから、費用について、150万から200万ということで説明を受けました。ありがとうございます。もう1つですね、野球部の方にかに付いている照明がですね、学校の後援会とか野球部のOBが付けたということをおっしゃいました。非常に情けないことを言われているなというふうに思ったんですけども、何に依存されているんですか。学校教育に必要なものってというのは、教育委員会、町がきちんと税金から出すというのは普通の、当たり前のごとでございます。照明を付けるのは、後援会や地域の人が出した寄附で付けるものではありません。ですね。ですね。どこが中心になってしないといけないんですか。その認識が大きくずれているんじゃないかというふうに思います。

それから、ナイターが古くなっているということですがけれども、古くなっていると言いましても、つい最近まで中央グラウンドで煌々と照らされておりました。このナイターが必要だと言う住民の声を無視して、土庄町はあの中央グラウンドからナイターを外しました。かなりたくさんの方から非難の声が来ております。議会宛てにも、議長宛てにですね、それから町宛てにも、中央グラウンドからナイターを外して野球やサッカーができなくなったことに対する抗議文が来ております。外すときには住民の声を無視して外して、付けるときにはいろんな理由をつけて付けないというのは、筋が通らないのではないのでしょうか。それから、費用の面150万から200万、今あるナイターを付けた部分で150万から200万と言われました。新しい投光器を付けた場合400万と言われましたけども、もし、子どもが怪我をした場合、400万ごときでは済まないんじゃないのでしょうか。実際見に行かれたことがあるかどうかを、教育総務課長と中井課長にもお聞きしたいと思いますが、非常に真っ暗で危険です。そんな中を子ども達、我慢して、しております。保護者の方からも危ないから1日でも早く付けてほしいということをおかれ

ておりますし、学校の方からも先生方からもそういう声も聞いております。

この質問をする前に、10月の段階でですね、私が教育長にこの話を持って伺いました。教育長の方は学校の意見なんかも聞いてみますというふうにおっしゃられました。それについての回答を引き続き求めたいと思います。いま私が答えさせていただいた内容について、どういうふうに認識されたかをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（川本貴也君）

総務課長 中井俊博君。

○総務課長（中井俊博君）

福本議員のご質問にお答えします。

見に行ったことがあるかということでございますが、夜中は別にしまして、広域等の帰り、夕方頃、最近ございましたので、その際には、照明の位置とか、明るさ等については確認させていただいたところです。そんな中で、確かに暗い部分はございます。ただ、避難場所という性格でございますが、一時的な、当然そこで長期におるような場所ではございませんので、あくまで一時的にいる場所としての場所指定をさせていただいております。避難する際、当然昼とか夜とかいつか分かりませんが、そういう性格上、避難場所としての照明につきましては、現行のもので妥当かなと考えております。

○議長（川本貴也君）

教育総務課長 宮原隆昌君。

○教育総務課長（宮原隆昌君）

福本議員の再質問にお答えします。

私も、業務柄何回も見に行っております。先日も見に行きましたが、夜間照明につきましては、高見山のグラウンドとか中央グラウンドのように本格的な設備ではありませんので、照度が足りていないという認識はしております。また、さきほど予算等のことも言われましたが、十分な予算があれば全てやれるんですが、毎年土庄町の教育予算の要望に関しましては、土庄町 PTA 連絡協議会という土庄町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校の PTA 会長及び園長、校長等で組織されております協議会の中で、教育施設の充実に関することも協議されておまして、そこで決定された町内の各施設の予算に関する陳情を毎年、土庄町教育委員会の方に提出されてきます。土庄町教育委員会といたしましては、その中で緊急性それから必要性などを考慮しまして、予算に反映してい

きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（川本貴也君）

藤本教育長。

○教育長（藤本義則君）

宮原教育総務課長が答えた部分に付け足しての部分になりますけれども、学校はいかに考えておるかということでございます。私も現場を見に行って、確認をいたしました。トラックを陸上部が走って、そして、その中でサッカーをやっている、こういう現状でございます。それで、明るさ、照度は十分かと言ったら、けっして十分ではございません。学校の意見でございますが、やはり生徒の安全確保はどうしても図りたい。従って、町の方で照明を付けて、明るくしていただければ、学校としてはありがたい、こういう意見はもらいました。教育委員会としましては、教育活動の充実、また部活動の発展、これを願うのは子どもたちも、保護者も、学校も、教育委員会も、ここにおいで町の議会の議員さん方も皆さん同じだろうと思います。そんな中でございますけれども、いま課長の方が答弁しましたように、予算要望のこと、それから限られた予算のこと、そういう中で必要度、緊急度に応じながら対応してまいりたいと、こんなふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（川本貴也君）

福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

照明度が足りていないという認識をお持ちであることは分かりました。本当にまったく照明度は足りておりません。ですので、部活をしている子ども達の安全ということと、一時避難所であるということで、取り付けを2つでやったとしたら300万から400万の金額です。住民の命とそれから健康を守るというところに比重を置いて考えれば、地方自治法が求める住民の福祉を中心に行政を図れという真意に従って考えれば、ごくごく、400万円ぐらいの金額は、そんなに出て来ない金額ではないんじゃないかなというふうに思います。これは、住民の皆さんと今後も運動を続けていきたいというふうに思いますけど、1つ引っかけた点がございまして、一時的な避難所にナイターの照明は必要がないというふうにおっしゃいましたけども、私が言ってるのは、そこにたどりつくまで真っ暗だったら、分からないことがあると。特に高齢者。私たちであれば、どこに中学校のグラウンドがあるか把握できますし、行けるんですけど、

高齢者になりますと、やっぱりいろんな方がおられます。認知症の方もおられます。いろんな方がおられます。避難しようと思ったときに、夜中に地震が起きました、そういったときに、どこへ逃げたらいい、どこやったかなというふうになったときに、きちんとナイターが照らされて広場がある位置が確認できれば、それがすごく命綱になる訳ですね。一時的な避難所であれ、恒常的な避難所であれ、それは関係ないことです。一時的な避難所、まず行かなければいけない所であれば、それこそ場所を示す意味でもナイターの照明設備というのは必要になりますので、ぜひ取り付けていただきたいと思います。それから、いま取り外されている2基の照明ですけれども、これは町民の財産です。今、どういうふうに使おうというふうに考えているというのは、まだお話を聞いておりませんが、それを長期にわたって放置するとか、いま教育総務課長の方から言われましたけれども、年季が経っているとかということですね、町の方が一方的に、住民の要望があるにもかかわらず、それを廃棄するという権限はないのではないかとこのように私は思いますし、これは住民の信頼を損なうのではないかと思います。ですので、ぜひ、今ある物を再利用してやってくれという話なんですから、ぜひ進めていただきたいと思います。この件については、一般質問だけで実現できるとは思っておりませんので、引き続き住民の皆さんと力を合わせて実現に向けて、日本共産党は頑張っていきたいと思います。時間40分しかありませんので、この問題についての質問を終わりたいと思います。

2つ目の質問に入ります。先の国会で、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案、長いですが、の可決が強行されました。厚生労働省は医療・介護総合法の具体化に向けたガイドライン、告示、政省令などを明らかにいたしました。具体的にはどういうものかと言いますと、要支援者へのヘルパー、デイサービスをさせないようにする、切り捨てですね。要支援者は使えないようにするという事。それから、原則要介護3以上の人しか特別養護老人ホームへの入所は認めない。例外が付いておりますけれども、ほとんど使えない、または自治体が判断するようになっておまして、介護保険料を支払っている方、または介護保険の権限を持っている住民側の要望で入れるというものにはなっておりません。さらに、3つ目としましては、自己負担を今後2割に増額するといった内容が、この制度改悪の中で盛り込まれております。

医療・介護総合法案の目的はですね、高齢者の自然増に対して、国が

負担する社会保障を削減すること、この一点でございます。高齢者の生命及び人間らしく生きる権利、高齢者が必要としている介護の現実をまったく無視して、国の負担を軽減、減額することだけを目的とした改悪であります。医療・介護総合法は実際の現場において、費用が不足した場合、国は負担しないとされておりまして。そして、町が一般会計から支出しなければならないというふうに変えられております。町が支出できないことを知っていて、国は町に、だったら高齢者へのサービスを削減しろ、介護認定を受けさせないように水際で阻止しろ、いま介護サービスを受けている方を介護から外せ、卒業させろといったメッセージがこのガイドラインの中に示されております。

高齢者とその家族の暮らしと権利を守る立場から、国のサービス切り捨てや自己負担の 2 割増額に対して、土庄町として撤回を求めていくべきではないでしょうか。要支援者を介護サービスから切り捨て、地域のボランティアでまかなおうとする動きが、こうした中でございます。国の介護保険法改悪の下で、高齢者の介護サービスを受ける権利を守るため、今後土庄町ではどのようにしていくつもりか、現在のサービスと比較して、どうするつもりかのご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

答弁よろしいですか。

福祉課長 川田順也君。

○福祉課長（川田順也君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

現行の介護保険制度では、主に要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付、自立者等に対する地域支援事業があります。

予防給付の見直しと生活支援サービスの充実で示されている、介護予防・日常生活支援総合事業では、ご質問にあるように、要支援者のホームヘルプ、デイサービスを切り捨てるものではございません。あくまで、現行と同等のサービスに加え、地域のボランティアを活用した簡易的なサービス等、地域の実情に合わせたさまざまなサービスをつくり、提供するものであります。

第 6 期土庄町介護保険事業計画においては、要支援者が現行と同等のサービスを継続することを前提とし、その他、多様なサービスを実施することで利用者の選択枝を増やし、より利用者にあったサービスを提供できるような計画を検討しております。

特別養護老人ホームの重点化については、平成 27 年 4 月から、原則要

介護3以上の高齢者となっておりますが、厳密に申し上げますと、「厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他居宅において日常生活を営むことが困難な者として厚生労働省令で定めるものに限る」と定義されており、要介護1、2の方も特定入所者として入所可能です。

また、一定以上の所得者の利用負担の見直しについては、平成27年8月から、65歳以上の被保険者のうち合計所得金額160万円以上の方は、利用負担が1割から2割となります。高額利用者は、高額介護サービス、高額医療合算介護サービス等の制度の対象となりますが、一部の一定以上所得者の方には、制度運営をご理解いただき、利用負担の増額をお願いいたします。

介護保険制度改正の中で、今後も地域で必要となる介護サービスを適切に提供していくよう努めてまいります。

○議長（川本貴也君）

健康増進課長 木下公明君。

○健康増進課長（木下公明君）

福本議員のご質問に対しまして、現在、健康増進課で実施しています事業でご説明をいたします。

健康増進課では、二次予防事業としまして、対象者、例えば、運動器の機能が低下している者、要支援・要介護に陥るリスクの高い高齢者に対しまして運動機能の維持・改善を目標としまして、運動器の機能向上教室、元気アップ教室というのを通所介護事業所へ委託して実施、また、健康運動指導士を派遣して、地域包括支援センターが直営で実施をして、高齢者の転倒予防に努めております。

介護予防・日常生活支援総合事業への移行につきましては、今後、猶予条例を提出する予定にしております。そのため、今やっていますこの二次予防事業につきましては、平成27年度は現行通り実施をいたします。そして、27年度中には、平成28年度の介護予防・日常生活支援総合事業への移行に向けまして、生活機能を改善するための運動器の機能を図る短期集中型の通所型サービスの新設を検討しておりまして、このサービスができましたら、現在、介護保険の要支援を受けている方も利用できるようになり、現行より利用者の視点に立った柔軟な対応やサービスができると考えております。

○議長（川本貴也君）

福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

再質問を行います。

国の方ですね、この医療・介護総合法に基づいて実施した場合、国の方は年間で 160 億円のいま出費している社会保障費を削ることができるということを国会答弁で明らかにしております。当然、それを見越しての総合法の改定ですので、今まで通りのサービスが受けられるというのは、この予算が削られるというのに受けられるというのは、非常に不自然な答弁だなと思います。国が国会で答弁されているのと同じ答弁されましたけども、今回ですね、これは介護保険というのは町だけでどうなる問題でないことは、私も認識しております。この質問の趣旨というのはですね、この改定が自治体の介護保険制度も破壊するものになると。住民も困るし、土庄町の介護を真面目に頑張りたいと思われている課長以下皆さんの努力もなかなか報われないということが、実質的に起きてくるという問題ですね、私の方は提起させていただいてます。自治体も含めて、こういう国の制度の改悪に反対していくということしか道はないんじゃないかなというふうに思いますので、それを提起させていただいてますけども、まずサービスの受給についてですけども、今回の法改定が実行された場合に、個々の利用者のサービスをどうするかというのは直接は市町村が判断するということになります。そのときにですね、サービス切り捨ての先兵になるのか、それとも、住民の高齢者や家族の権利を守る立場に立つのかによって、自治体のあり方それから高齢者の生きる権利が大きく変わってまいります。1 つは、これは衆議院の厚生労働委員会で大臣が答弁した内容として、こういうことが言われておりますので、頭に入れていただきたいと思いますが、よくご存知だと思いますけれども、「要介護認定を受けるのは被保険者の権利であり、自治体がこれを妨害することは法令違反になる」ということになりますので、本人が受けたいという意思を示した場合には、土庄町ではきちんと受けられるようにしていただきたいということです。もう 1 点ですね、これは参議院の厚生労働委員会で大臣の答弁の中で出ておりますが、「行政が利用者に圧力をかけて本人の同意抜きにサービスを打ち切ることも許されない」ということを答弁しております。こういうことは状態悪化を引き起こして、かえって給付費を膨らませることになるということも、厚労省が参議院の厚生労働委員会の中で認めておりますので、こういうことをやればやるほど結果的に給付費を自治体が支出しなければならない費用が膨らむということです。これについて認識をお聞きしたいと思

います。こういうことが出されているということについて、ご存知かどうかという認識、それから町の方針として住民の立場に立って頑張るのかどうかということを含めて。

○議長（川本貴也君）

福祉課長 川田順也君。

○福祉課長（川田順也君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の件なんですけれど、全国各地でいろいろな介護施設で起こっている状況を私どもが確認できているかということで質問したと思います。そちらのことにつきましては、全国で起こっていることについては、特別多くのことは存じておりませんが、通常のことでありましたら、私ども認識しております。私どもの土庄町内におけます介護施設については、身近な施設でありますので、常に介護施設の状態を私どもの職員が確認しておりますので、そういうことは今のところ発生していないと思っております。それと、今後利用者の方が現行のサービスを受けられるか、受けられないかということなんですけれど、最初に私がお話したように今回の要支援者のホームヘルプ、デイサービス等は切り捨てるものではなく、そちらのサービスを継続した上で、新たなボランティア等による身近な簡易なサービスを追加するようなことを、私どもも第6期介護保険計画事業におきまして、27年度から29年度におけます3年間のサービスの計画を行っておりますので、3年間の間でできることをこつこつと、皆さんの利用を適切に提供するような形で計画を立てまして、実施していこうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本貴也君）

福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

国の方がボランティアを募って、今まで介護職員のプロの方がされていたことを一般の方にさせていこうという動きがあるということです。これはですね、いま土庄町でもボランティアの方を募ってやろうというふうにおっしゃいましたけど、国の方はもっと露骨なことを言ってます。介護者を自立させろという言い方をしています。介護認定で要支援と認定された人っていうのは、ほとんどが病気とか怪我で要支援の認定を受けているんですけども、こういう人達を自立の対象と国の方は見ておまして、ボランティアでそういう人達を使って、もっとしんどい等級の方

の世話をさせろということも言っております。そのボランティアで具体的にどうしろということは、いま言ったような話のことを、国の方は言っておりますけれども、実質今まで介護のプロの方がやってきたものを、ボランティアに移行してやるっていうふうになれば、これは安上がりな労働力を使おうというものになりますし、これが成功するとは考えられませんし、2年間延長されるんですよね。2年間延長されることは、すごく大事なことだと思いますけども、現状をよく見ながら進めていただきたいと思いますし、こういう問題については何かあったときに、どんどん私たちも摘発をしていきたいというふうに思いますし、高齢者から介護を取り上げないということを前提に、町の方も進めていただきたいと思います。もう1つ、特別養護老人ホームについてですけども、要介護3以上に限定したところで介護難民の深刻さというのは改善されません。やはり土庄町として抜本的な特養の増設を進めていただきたいというふうに思います。もう1つ、次にですね、時間が5分しかございませんので急いで行きますけれども、保険料のことですけども、国の方で議論が非常に問題になっておりました、さきほど一定の所得がある方については2割の負担をお願いするということと言われて、じゃあ、一定の所得とは一体どの程度の人なのかということで、日本共産党の参議院議員が質問いたしました。小池晃参議院議員が質問したらですね、こういうことを回答しております。負担増の対象となるのは所得160万円以上の層で、これは世帯でなくて個人の所得で決まると。例えば、夫の年金が280万円以上で妻が無収入でも、夫の利用料は2割ということなんです。あわせて医療保険の現役並みの所得に該当する高齢者などについては、高額介護サービス費の負担限度額を現行の月37,200円から月44,000円に引き上げるというふうにしています。厚労省は、ここで、合計収入が359万円のモデル世帯を設定して、可処分所得から、専門的な話になって申し訳ないんですけど、平均的消費支出を引いて、60万円余るんだと、だからこの人達はちゃんとこれだけの費用を納めることができるんだという言い方をしたんですけども、小池晃参議院議員が追及したときに、平均的消費支出っていうのは可処分所得がはるかに低い層の支出だったことが発覚して、データねつ造が露見しました。審議がストップしたにもかかわらず、厚労省は説明もできないまま、この法案を強引に強行採決で通したという経過があります。ですので、2割負担の引き上げは撤回するのが当然、国会での議論もまともにされていない内容ですので、町として議論もまともにできない、国会がしていない、しかもねつ造が発覚

した、厚労省が嘘を言ったということが発覚したような内容を自治体に押し付けてくるなということ、しっかり発言していただきたいと思えます。答弁は結構です。最後に社会保障の予算はどうするのか、どうやったら捻出できるのかということですが、社会保障の財源について提案をしたいと思えます。消費税増税という話が出てますけども、消費税を増税しても、国民の所得を減らして、減らすことによって景気も悪くしてしまいます。そうではなくて、大型公共事業の復活とか、それから海外で戦争する国づくりのための大軍拡、税収に穴を開ける法人税減税など、こうした極めて無責任な税制、財政を転換することによって、介護保険の制度の根本矛盾の解決に足を踏み出すように、土庄町として求めてほしいということで、提案をさせていただきます。時間きましたので、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川本貴也君）

これにて、一般質問を終了いたします。

## 閉会

○議長（川本貴也君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成 26 年 12 月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠にお疲れ様でした。

閉 会 午後 1 時 13 分